岳臣傳

一下

內閣文庫

和書	類	號	冊	架
和書		三一五七九	一〇	一五五函 一一二

備史料用 110 閣

史一二四

内閣文庫	
番號	和 31579
冊數	10 (2)
函號	155 74

国立公文書館
National Archives of Japan

Kodak Gray Scale
© Kodak, 2007 TM: Kodak
colorchecker
x-rite

世臣傳巻之壹下

成田　本國尾張　家紋九ニ三ツ引　棒ノ両端輪ノ外ニ出ス

越前勝山城主成田弥左衛門尉

道徳之男

藤原重忠　一曰正成　庄治郎　兵庫　弥左衛門

正忠　弥一郎　弥大右衛門　弥左衛門　致仕号宗無　實ハ丹羽入舎人正忠男

正央　弥儀左衛門　監物　弥左衛門　弥左衛門　致仕号知足軒　母丹羽庄兵衛正明女

正英　弥市　外記左衛門　母同上

正弘　陳治　登　川原林吉兵衛正吉養子

女子四人　浅尾帯刀運常妻　安田惣左衛門元敏妻　高根八郎右衛門勝寿妻　長野玄蕃守久妻

正貞　弥一左衛門　弥左衛門　致仕号祐閑　母家女

女子　丹羽入舎人正忠妻

正備　監物　弥一左衛門　弥左衛門　母寺西安左衛門清房女

章興　頼母　介之進　権蔵　介之進　重好養子

正富　助太夫　弥儀左衛門　致仕号拙斎　母丹羽庄兵衛真明女

弥清　専五　安左衛門　寺西安左衛門清栄養子

政宥
弥市 外記 左衛門 早馬
實ハ山田清左衛門充忠長男

女子
養子早馬政宥妻

正職
幸八
兄政宥為嗣

女子
須田武兵衛某 仕板倉家 妻

正職
幸八 外記右衛門 喜兵衛
致仕号是閑
實ハ外記右衛門正英二男

女子
寺西安左衛門妻

正與
弥市 左市兵衛
母田村玄庵親喜女

恭近
喜代次

正恒
弥市
母堀長蔵一隆女

女子
丹羽八重人敬明妻

緌
弥吉郎 弥格
母羽木弥次右衛門貞明女

正豫
半蔵
青山八左衛門久敬養子

直
弥吉郎 又八郎
母和田外記左衛門安武女
次郎吉

正弼
本家筑後廣ハ養子

女子四人
和田豪人清織妻
遠藤雲達棣妻
丹羽新十郎茂羊妻
横江甚十郎勝行妻

正充
久太郎 監物 筑後
母丹羽庄兵衛貞武女

義備
隼之進 糸女 勘四郎
致仕号篤状 母同上

女子四人
大谷彦十郎君達妻
樽井弥五左衛門久栖妻
服田次郎左衛門某 仕門為紀妻
實ハ養女美濃氏伊守之女
澤山嵜造酒右衛門實詮妻

正在
隼之進 弥惣左衛門 八四郎
母家女

女子
長屋茂左衛門政本妻

正脩
四郎
丹羽三大左衛門正矩養子

女子八人
種橋藤十郎成正妻
大谷典兵衛良元妻
丹羽八吉人明雅妻
江口傳治正壽妻
鹿瀬七郎右衛門静篤妻
安田惣右衛門元武妻
成田助四郎正在妻
日野平五郎和傳妻

正恭
粂吉 糸女 監物 弥左衛門
母朝士内記四郎兵衛次福女

正典
庄次郎
今名兄正恭為嗣

正典
祁軌雄 庄次郎 助九郎 筑前
實ハ筑後正充二男

女子二人
筑後正典養女配九郎兵衛正弼
丹羽主税貞久妻

正弼
次郎吉 主馬 九郎兵衛
實同姓弥格緌二男

女子
養女九郎兵衛正弼妻
實ハ養女九郎兵衛正恭女
佐野權之進武保妻
種橋主馬成允妻
丹羽圖書忠謀妻
實ハ養女澤山嵜造酒右衛門
實父詮女

世臣傳巻一之下

成田　附 助四郎某満 弥記右衛門正英 蒲伊右衛門正富

蒲右衛門藤原重忠ハ 初ハ正成諱ハ正字多ク改名ニや 故孫右衛門尉道徳ノ男なり
元祖五郎重景 盛衰記ニハ景重とあり 世々武蔵ノ国崎玉郡忍成田乃庄
を領し右大将家ニ仕へ奉り親ク功忠多カりしかハ氏姓を許され
藤原の字を賜る 源姓并ニ藤字賜りし事ハ盛衰記等の書ニハ見へすと雖モ家ニ伝ふ 定而當家ハ源姓と称し其外當家ニ我の字を冠らせし
多かりし是より子孫我の字を冠せ源姓ニ改め名字とせり
元應の頃八幡堰乃浦市の戦功を賞し地を賜り 盛衰記元年家内伝ニ
寺子一乃谷の先懸して然ハ宇治川ニ戦功有りし事とも古戦ニ兼ね二年
宇治川乃合戦ニ手柄して功ありし事ともハ同じく八幡堰の浦の戦ニ

（初行し其子ハ不分明なし）従五位下として上野介たり 其実は二男越中守
於徳市郷に住して尾張国に移り愛知郡星崎乃地を領す
是尾張織田の臣なりけり 其孫右馬介道有後乃の子
たりしまた當国某勝に従ひて後ハ武者修行して諸国を
巡りて其頃名高き事を聞す 其先佐渡入道道徳の父なりき 此上道徳の先祖也
之父信濃守家の記録にハ詳ならす 全く故当の同前円覚助明か家に伝ハる所の説を
以て記すところ也 さて当所右衛門尉家に仕へ より道徳に至るまて 諸事に式
なりけれ其後年数を算ふる也 六十五年 其後一世二十年と謂ひて十余代に至る
因に其后ハ代々いへる人に知れし 其後下道徳の
事実に至りて信濃守家に仕へる所詳ならす 然して既に八十余年明らか家り
伝へる所と記して 所存を考へ有る也 そして其頃と年いす
本に記し 其父事なるもの也 其年頃の
道切なるを記して 改て説く 御事 道徳
織田殿乃臣たりける

其居ハ佐久間信盛右衛門尉 尾張参河近江等七ヶ国の旗頭たりし
時其甚内道定とふ信盛に属して攻城野戦の功少なからす
永禄十一年九月佐々木承禎義賢か籠れる箕作の城を攻落し首一級
切る 同十二年八月伊勢国大河内の城攻落しける時に首二級
を斬る 元亀元年十月浅井朝倉と坂本の戦に於て 境右衛
門といへる大剛の士を討とる 天正元年二月近江国石山の城
攻落せし時首三級を斬る 同二年七月長島の一揆退治の時首
乃採業なる松浦梅平といふ者を討とる 同三年五月長篠の
戦に其比類なき働して敵味方乃目を驚かし 其名を得

なり同七年十一月伊丹の荒木か追討に佗しき輩高野に逃
同八年信長公高野聖を追放せられしは道俗と物先せし
しこと其方に尋ねし其方乃中より一兩人と出て道俗ハ何
皆此由の仰を請て頷しに寄附して居たりしか
宗徒に渠ら武勇の従者多く抑しかさず依て信長も大に起
怒し小者を遣して幕下に従ふ者同十一年の春信長
乃命にて中國に働き有し者ども豊臣御前にて能力を盡し
労苦したる寄手の先陣の将小野の守護たる能力をも盡して其年越前へ移りし時の大将に
前の従者に一旦宗和の道俗御許し他ならす割其

地寺院の類害なるハたへす攻撃して後に也只起
此上にも叶わざれハ道徳に追従し来と聞える道俗扶て
其の趣の訓を記して向後年貢村の共寄せる小吏を出す
備と云先例をも以て押て聖等を罪なりとて来よとて
と訓追ハ道俗ホ猶家を追出のみしと出て備へる
陰陽を仰切て自ら一揆乃棟梁加藤某と称へて
数十艘を催し檜乃好原河甲斐の妻子眷属まで
て悉く磔にのみなしける 其所威陪ナす道俗ホ恐て
諸に依し出る年 道俗を武功の甲斐に討々也て

東に條年前なる南にに此方地佛しつゝ物見して居給ふ
御鏡詢乃りて龍臣と八坂として
此方の地なる四条小路石門三条石ハ
仏名乃三条乃佛殿として此方小寺
延喜の御時に菅原右大臣を贈られたる中村
道真公の神宮乃祈に新に歌
と給ふ菩提寺長しく移り住む同十三年四月　其年後の本
菩提寺に重なるその地しらハ龍臣ホと　此寺に石して御
乃本九佐に居せし此寺に何ものと別に寺の者を堅く採る
して年去の寺に記録文書と奉りて是ハ此上ハ此後の年号
至らぬ家に年たしと其たるの由是臣殿への御遺状と道佐
英政家長成寺并法大坊大備と称して　御渡み有りて静かにして登
長禄其の由来を見るに其三ハ恐らく由緒なる所を
其乃その十月乃十日ハ蓮寺に罪就なりし所々の氏ハ
作法其と御なるなり上市の慈悲大方たしに御供田
の如何なるんと思ひ給ふ因り豊臣殿より御寺の役
本となりて修行する事を免ハ此度乃主にて静かなる
長秀殿兆ンと思ひしに亦七に二年去せらるに寺の残る
の事なるに其乃遺誌の北条氏御由緒記せんハ此堂
其より初めの長重其比なとしに至りて寺其の内御役
四方の事に乃菊年御寺に備へ有る臣の寄進様見せ
登りての由来也寺院の人々に寺号をに御様如何と候也

す道法一生の令に而出第一有有る論争とハ四出
深りし来たる也と己に先君今川の陣に
御座ありける有て名高き人根ハ難義に救ひて止宝
出せし也ハ其身命捨に及て今度も天下之遂所ち通有道
らずと御出を遂さゞらん事ハ豊臣殿行ふのみに登る
事有無にて天下一統其の功を国取上り又有んにハ
此儀ハ猶仕る所にして天下に向ふ有し諸国の兵向ふ者ハ
其の西国害に皆と陣へ小牧田尾の武士立派誇張
其ハ乳出家とハ居て今年御入に至り其報にも七年ハよし

今年出陣の深く仰と継出之たく味方の人数一同に人数出
諸臓の者のならハ何ゆえ諸乃勢ならたやすく攻落
落とさる事有無のず若殿天運に叶ひ一戦に利を落
るならハ小牧山を以て其の都迄ても追よせ
入る軍一方も出何わと謂し打たる事
宗派出家の出陣し道法存命の仕代しく
右たり次の外乃大猿なる也ハ誰落とさる事なし天下出陣に
附移る日長久手国等ハ上位に伴出登けり敗て豊臣
城も織田家伊勢の大将紫田勝川柳間に出し候
りがた中々ハ宗任出陣して出陣しけれハ倭俳出

此頃先君に扣へし者なりのちまで殊に大忠と仰せられ
おはしける侍なり有といへとも初弱に生まれて惜しみて其
其うち後難を除かんと計りける所に家来石田等と語らひ
て宗絶の此家へ来遁ありて予に此僧のうち謀の限
出る事也若枝の此へ移る事しと傳へし己に宗絶乃
との事に豊臣四郎に仰を奉りしと兄へしらは道伝と力なくも
また妻子家へ皆まで色の方へ左近を其身に節也の悔を抱き
し討死せんと思ひ定め然るに豊臣殿此代の憐へ活きて是等
為の越前表へ発向ありし此の後にして左近等をも仕まつりし事から

故有て蟄居して其道道伝天の命とて終にこの旨を
ホと密に示し合せ剃髪の本意を遂んと申して止まらず申す
道乃との様にて豊臣四郎へ隠れ出す山の左近三等ともに本意
に止り出る此月越中の住人の佐々伝雄の方へ下りしと計る
身して年月惜従ひける折なるに道伝に討手の其者へ加へて
其傍の上にて首討ちは是を奪ひ羅に変はせる身をも討死仕
道にて其のに移ては程なく本の唯に移りて左右なくとも心に
世の謗りを如何なりと深く忠りに計らむ所越中に討まて
其色せんと傳へる道伝に此方便りは切りなさなり

乃申しこさるゝにぞ悦びて　傑僧にも告けゝるに
其越中へ密かに来りて九豊臣勝助と云ふ者を以て是を
家中相続仕る事ハ難しとて出生乃見るを兼てかくて仕舞に
先年乃所志しを遂させ再び世に出さんと存じ計らひしかバ左有る
〜しも其身の孫にかゝりて木下に来り候得共是非なく生ましられ
兎角と流れとも流しつゝ居たりしが越中表へ参るべしとて名乗
意にも急に仕来り何者乃情け周旋して藝居まで身を休らる道
経てハ此の中にて程に行きまいらせて何者に行き合ひ渡るなる
所へ来て浪人の許に行きしかど彼の地にて年の暮も堪へ兼ての事

境にて凡僧の居る面々見えけれハ必ず山田の所中一志相談を
之許に移りて彼も聞けば何十七年来相続の小栗評定なされしとて
乃勇士を寄せて百姓と成り漸くにも長政道経と来りて在る
艶知してハ今に至りても何にてハ是許して有事にして上にして小道経にて
侍者を抱へられ孫に先達の役を乞ひ是非を代官道経申し
何とぞハ此の説く仕る事ありて能く其事道なりしとて御説きたりしとの事
しかりしハ豊臣勝大勝に怒りの事を道経先年より是不意にて
勇の名誉能く有ることなりとハ一死と存じ居たり小栗勇
聞きとりてこれを尋ねて届かずして爰に着きしが生きてべし松坂乃

城を構へ民人を役しける民の怨み田地荒れ出ていける侍
小将曹三万斗り従へとして向け坂東及び関東道徳
頼みの旗の下に集まる者其の数知れず大軍を以て攻め入り入る
肩をも切り出て庭に四五人を伏せ居り進まれて張本なり
討手の方より放ちし矢に当り山中に射出しても御手なり
そもそも八千余騎かかりて張切らんとするところを抱き出す前に
山と谷の間に寄るとの沙汰有りて首を取る道徳を捕へ十七古
稲葉に届きて数多の勢を率いて追ひかけ取り巻き稲葉成敗し
とや氏人の道徳の首を都に登せ一条戻り橋にかけ両小路

小田原に居城たり 一に曰北条氏の領分に その中に豊臣家道徳の居宅と聞えたるも
ら道と所領地を安堵して三万余騎を引き卒ゐ出て例の如く
従へし小田原を攻め鎌倉に二十人ばかり召し使ひて耕作
と業として道徳河井に居城せしとのみ申す
出でてより後者乃ともに由る事はなはだしく豊家に属せし
とて大徳寺中に小庵を結び老をとる 一説に小堂道徳は名を新九郎
三年 後に道徳の嫡男三郎左衛門父なり 世とともに過ぎ二男と称す
彌右衛門重忠なり三男は道徳と云ふ 父は道徳にて
臣也 葉田に従へ志津ヶ嶽の戦に討死す重忠は大徳院

前にもいひし法文禄三年　條修公乃御返事に石付せ
同き年正月四百俵を賜り慶長三年九月百俵を加へ
増石
同き年八月御井郡乃職を母衣乃兄まて取役當
と奉りしに組首なし三る名に十月小松と家の中の大保都
しき是におきてもなりは給ひ奉り常陸の生古保へ入りき
し法同十六年七月百俵を賜る
増石
大将有政乃御所に
取給ひ其月七日の職を以ても
其時一首の御歌ありとそ年八元
當り仕ふまつる
天一十寺表
二月の公乃此方まて歌四方千餘色しける其月より十餘
年乃先祖して味方乃士卒人と家例し二四人を返之

来る比方より重忠等人へ家人して十人ばかりの歌引退元を
まつる者を進てて返しありしに三人出して陸と居り重
忠等人へ三人乃歌を流しなし陸と打ておりし延
歌とハ田へ返しを金子の歌乃月こそ比例しと首御
冑を仰て奉らハ御感で御小保かすにて雨那をて
比へ大さ也たり其乃法取思ふまに弱る侍者と重忠か作を
拓きて討留無千と御代乃家政乃親乃か是ハ八大
その紅葉へ歌ハ其なし御乃其以後し揚しける纒
ここ撥ありて面割りて討留出させんと示かり出書也

と讒せられしと云ふ元和八年十月九日病死の後無嗣除
加賀守正貞元和八年十二月六日より家を継ぎ二万石 寛永四
年八月地加増ありて七万石 同十一年三月 将軍上洛の時供奉し
同十六年六月會津の城を賜り下り保科正保二年十二月下
総加増ありて一万石 萬治二年六月下旬病により職に辞し退きて有る所
加増ありて五千石 百石加増 明暦元年十二月 御役にてありし所加増ありて
書院番頭五千石 同三年 御小姓組番頭 経営を助けとせしめの所其
年と寄りしも 切なくして 将軍家より召して随従
跡とありし 御書院番頭寺社奉行 萬治元年 執政の職に進み寛文元年

八月下旬加増ありて二万石 同七年十月下旬加増ありて猶 八月の 合せて五万石二万石
延宝元年老年によりて職を辞せしが 猶同寛
と為ることを 格別の 同二年再び執政の職になされし 同四年四
月職を辞して御隠居と為る 御年七十九歳六
子孫絶えて無し その後を継ぐ 同六年三月御役 詰合
わたし子を養子とす 三万石 貞享二年六月老養子
料をたまひ隠居なし 致仕の身として其世に有りとし 一時
その子なし 許して改易あり 茶三千師 元禄九年五月
十九日八十二 空なたし正貞の家 法名

ら八外甥なる備前守正忠を養子嗣とす 母羽倉氏人 小林八郎右衛門正忠ハ二男也
正忠明暦三年に小姓に召仕はる 月俸二口半 役金十両 萬治二年正月
ゟ嗣となりて職務を辞し 寛文元年九月御側の出て諸務たり
三百石 役料 同六年九月御側煩て職を辞し 揚地三百石 百石俸 延宝五年十二月番頭
小進之同六年三月家を継き 千五百石同心地四百石ハ 許可にとまる 貞享四年正月
東山天皇御位に即せ給ふ附奉行の正役となる元禄二年
三月大御番頭となる同六年五月帰府の後ともに為の正役
をとし附役二ヶ揚辺して遺ちる又茲九月執政乃職に進む
同十一年八月 御籠松当佛代掛きしらし時 将軍家ふ

御謁し奉る同十四年十二月 常憲公御幼稚の頃ゟ江戸
乃藩邸に在て政務を助けしたる事ゆえ職を辞る同十六年
四月請て本藩に下向し宝永四年十二月致仕し家督
是より老養の料揚て 月俸 五十口 同六年四月卒す年六十七
男子乃女正忠男子三人有り二男吉之丞正英三男平吉正弘
河原林吉兵衛か嗣たり嫡男弥五左衛門正央貞享元年二月御側
ゟ出て諸務たり 二百石 役料 元禄八年六月御側をやめ 石 同十六年
七月番頭小姓の組 千五百石 父致仕して家を継き 千五百石 宝永二年
七月執政乃職に進む享保二年三月御側加へ 二百石 千七百石

同九年十二月請て十俵の職務をはなれ同十二年七月致仕
し知足軒と号し老養の料拝領す 月俸三口 元文元年十月
廿七日年七十二歳にして卒す室某氏なり正矢男子四人あり二男某母
は章貞與種信重成の嗣となる三男助左衛門正富なり四男某は
吉保法寺西法宗 三百石 の家をつぎ嫡男御徒左衛門正備正徳
二年正月十日御側の組へ諸番たり 二百石 同三年九月書院番
なりて後に御側の組 寄合 拝領三百石 享保四年四月障害と何とせる
乃ち役を奉る同十二年七月家督を継ぎ正富の御側衆
ちの 正備弟 同十四年六月輔政乃職に進みて寛保元

年八月卒す 御前にて暑の病起り家を辞し室某なり
其年四十歳にて卒す正備男子二人あり二男は助四郎某
備之嫡男能登守正充寛文元年十二月御側の組へ諸番たり
二百石 家を継ぎ 寛保二年正月
輔政の職にのぼり同四年八月安達大良正路の年起りし
小宮更に何の附大原村への役を奉る明和六年六月
年四十歳にて卒す正元男子二人あり二男備後守正置
三男四郎正修丹羽正維の家を継ぎ嫡男御徒左衛門正恭
暦九年七月十日御側の組へ諸番たり 二百石 明和六年七月家

也隠居 千五百石 石ハ弟ニ分地ス 明和年當職となり安永二年十一月輯政乃
職に進ミ同七年六月二十六日年四十七にして職にありなから[illegible]
死に臨んて合弁して家法せん未詳[illegible]正典を
しるす 宝暦十二年正月 月俸の所に 吉たり 備士の列に加へらる其後
小姓に召して出さる 部屋住 十九歳にて 明和三年職をやめて安永五年
七月兄の嗣となりて遺領をつき 千五百石 分地ス 諸元たり 寛政 明
年十二月番頭となり同八年七月輯政の職に進ミ天明
三年十月罷免して隠居して同八年九月再當職
となりしか晩年に九月兵庫正衛實ハ庶流なる[illegible]正緒二

男として正典ハ兄の女に合せしむ安永七年十二月[illegible]
諸元たり 二百石は弟某に分つ父の任を継て始外たり しか父の職をもとして付申役目となる
勘四郎藤原正愛清といふ津田[illegible]右衛門正信の二男也元文五年十二月
西丸小姓に召出さる 月俸八十口 時に十九歳 寛保元年九月月俸[illegible]二百
石の年十二月[illegible]して西小姓となる延享元年十二月
新に五百石をたまふ二月小帳石の番となる寛延元年十二月
定府[illegible]宝暦二年四月留守居[illegible]小帳石
の番となる同六年五月留守居[illegible]小普請となる 後二百五十石 のちとなる 明和
三年六月先手[illegible]同七年六月

郡代に勝し明年九月廢官の事を兼る同九年七月致
免されて天明二年八月致仕し常相と號す老養料
賜る寛政二年六月十四日年六十八にて死す嫡男今四郎
正芳安永六年十二月月俸賜ひ古仕して父致仕して家代
継ぎ 百石 宝暦及国役等の奉行と勤て寛政二年十一月
松田の今に勝し同六年十一月大概の今に移て同七年正月
後官の国に移し郡代の格に叙せらる
蒲原右衛門藤原正房は蒲原衛門正央の三男享保六年十二月
月俸賜ひ備士の列に加へられ 十口 同十二年七月父致仕す同

百俵を分ち賜て 百五十石 同十六年九月西帳元の事を司り元
文元年二月月俸元に進て 後二百俵石のまゝなる 同二年九月中宰の祀に
小普請となる 寛保二年三月先従の際に小普請に延享二年九月
郡代に勝し百俵加へて 百石余 二百五十石 又兼十二月廢官の国と兼
同四年十月廢官の国と兼ねる事を免さる又兼十一月皆儀の
川濱を治とちの時江戸本田に加へて廿年御印
かうし後 将軍家に召して御役を辞とす宝暦四
年四月西丸人の職を兼十一月西小姓の中小姓の頭を兼めて
十二月年に辞十日仕し賜る無役の総と兼る同十年十二

月俸加へ賜りし二百石の同十二年二月故上皇の御旨を帯け
其の時に世子の如くなりし事なりし後　将軍家にも召され
其賞を行ふ事同年十月従五位下に叙し明和元年十二月
更に其格に叙せられ同六年十一月執事を勤めしより郡代の事に
兼帯元の如し安永元年十二月致仕し　板倉と号し老衰
料賜る八口　同年明る二年五月九日年七十一にして卒しける
[illegible]氏の紀に宝暦中[illegible]将軍家の有司[illegible]上野の[illegible]
[illegible]し[illegible]東海道の川を[illegible]小川[illegible]
[illegible]川越[illegible]
[illegible]上[illegible]郡代の[illegible]正富[illegible]
[illegible]
[illegible]川越と[illegible]
[illegible]
[illegible]有司の上[illegible]
上の[illegible]
[illegible]
郡の[illegible]
[illegible]正富[illegible]二人
同二男富治正[illegible]青山久教[illegible]嗣とする[illegible]正[illegible]
宝暦二年五月御小姓に召され[illegible]月俸六口 明年九月蔵米を
同六年七月再び小姓に[illegible]明和元年七月御小納戸の
職に進み安永元年十二月家を継ぎ二百五十石 同二年四月郡代の
職に上る[illegible]年十一月[illegible]一[illegible]の[illegible]同三年

御小姓乃頭役を兼ぬ同四年六月甲斐の国川々普請の事
をうけたまはり其年冬春にかけて功をはりぬ　将軍家より
これを賞し給ひて時服を賜る同六年十二月再び郎代の職に遷り
明る七年正月廿八日叙爵して〇〇と称す同九年十月彦五の目見済て
天明元年正月秩禄を賜る　高三百石の御加増
の御小納戸となる　宝暦三年八月西丸の勤
元年十二月廿四日あたらしく兼勤務乃命を承る　同五年八月
彦五乃目見をゆるさる　同七年九月廿八日
請書のうへに[illegible]
其比[illegible]
彦五乃目見を許され　天明元年とうて[illegible]
書のうちにあり

あるは浅草へ入[illegible]
よりて[illegible]
年[illegible]
菊五の[illegible]
のち[illegible]古法を[illegible]　父の[illegible]
孫六郎
扱人の御小納戸となる　寛政二年十二月針医の家に[illegible]
十月秩禄を賜る　[illegible]　同四年十二月郡[illegible]の[illegible]
としてもちゐ[illegible]　同六年四月郡[illegible]の[illegible]
二男九郎兵衛正秀[illegible]
外記左衛門藤原正英は浅見門正恵之二男之元禄四年八月

西丸小姓に列し百石を住せ（月俸三百口 務料千石）同十七年西丸小姓となり同二十二年十一

新番頭となり（職料千石）同四年十二月西城の目付となる 宝永

二年十二月罷めて職を辞し正徳四年十二月小普請の事を

辞し享保四年十月中奥の番の頭となる（秩禄もと千石のうち五百石を）同七年

八月二日年四十七歳にして死す 法名英源 西の丸のうち某に葬る

元忠 某の長男 母は己の女 某が嗣となる 早世 享保七年

九月家を継ぐ（百石 十石）同十八年 光 神廟の小姓となる

小姓組 宝暦十二年正月九日年五十七にして死す 法名

嗣なくして養子の弟を嗣とす 喜兵衛 正職 寛保

元年九月寄合より小普請となり石を住せ（月俸三百口 務料千石）延享二年二月正

月兄の嗣となりし同三年二月例の如く月俸をゆるさる（百石）文兹

八月諸小姓となり職料をかへ宝暦十二年十二月家を継ぐ（百石 十石）

新番頭の年東海道の宿の事を務め越前の守に叙し

と年に猪子玉川乃所蔵小普請となり諸小姓と務料を

迄天明三年二月致仕し号開と号し老養の料をたまふ同七

年九月十九日年七十六にして死す 正職男子二人あり 二男

喜代治 恭道（安永の年梅原治邑の嗣となり其後離縁し同四年四月頃 諸方小普請 月俸三十口 務料五百石）一小天明七年九月十四日三十六にして

死す 嫡男 後号 正直 明和二年二月月俸のうち古住せ

天明三年十二月家之続き相立 婿男浅部帯正照寛政七年三
同月隠居して石し仕家

種橋 本國尾張
家紋蛇ノ目
尾張國宗之社城主種橋但馬守
成遠男藤十郎成章嫡男

良峯 一章 藤十郎 嘉右衛門
惣兵衛 氏改栩橋
母宗德公御息女

某 右近
松平淡路守家臣中村氏某養子

某 主税
仕松平出羽守

某 玄蕃
仕松平出羽守

某 孫三郎

女子 長谷川志摩某 仕浅野因幡守 妻

重成 主馬 後復種橋外記左衛門
母山田修理亮高貞女

一成 紋兵衛
母山岸八郎左衛門某女
初長谷川志摩某養子後離別
仕當家

一雄 玄亀 後号竹囿文庵又改宗圓
他系仕松平越前守

恒香 織右衛門
母安部井武右衛門某女

一房 九鹿山十郎右衛門
九鹿山大学某養子大学者松下石見守
重綱浪人也重綱家亡而後任於府

女子 黒川六郎兵衛某妻

成興　九度山孫十郎　藤藏　後九度山讓
孫種嶋鉄砲
母眞野喜兵衛元忠上杉播广守女

女子　同氏織右エ門恒香養女
嫁寺村太左エ門利雄

成允　初成信　彈司　藤藏　藤吾
十郎左エ門
實ハ垣見源五口正種仕金森家二男

成方　新之丞　剛右エ門
實ハ矢野新左エ門某朝士秋山十左エ門家士二男

紀明　直次郎　後孫種嶋惣右エ門
實ハ眞野作右エ門倫里二男

一政　惣右エ門
實ハ本家久之進章興四男

女子　鹿野平兵衛正福妻

一豊　嘉藏

良正　昇
寺西次郎太良知養子

敬明　勝之進　佐源太
母丹羽清兵衛某女

一顯　徳之進　後改竹岡

女子三人　眞野作右エ門倫里妻
原善大夫某妻
植木次郎右エ門常識妻
實ハ竹岡宗圓女

重章　助之進
母久永源兵衛某姪

某　喜内

女子之　原七郎左エ門信正妻
奥野彦兵衛某妻

某　官兵衛
正徳四年五月出奔家断絶

重好　藤十郎　初氏種嶋　後從種嶋家出　久之進
致仕号露齋　母淺尾弥五左エ門成常女

一明　多門
實ハ鹿野兵左エ門安部二男
天明三年三月出奔家断絶

女子二人　養子助之進章興妻
赤田外記協妻

成富　初元豊　弥平治　賴母　外記　右エ門
母久之進章好女

正通　嘉右エ門　司馬

徳恒　吉六　伊記

一政　嘉藏
同氏惣右エ門紀明養子

女子三人　丹羽所左エ門忠登妻
須賀平左エ門忠元妻
鹿野兵左エ門安部妻

女子之　奥野彦兵衛某妻
丹羽丹治某妻

章興　初正興　左吉　齋宮　賴母　主馬　久之進
實ハ成田弥左エ門正英二男

成正　藤弥　賴母　要人　藤十郎
母松本吉右エ門某女

女子　丹羽文左エ門知明妻
玉川是右エ門某妻
丹羽弥右エ門茂放妻

成允　藤弥　助之進　主馬　介
母成田筑後正允女

貞延　司馬
羽木弥次左エ門正允養子

女子三人　大橋勝太左エ門教傳妻
松原作右エ門某仕板倉家妻
丹羽族明詛妻

種嶋　附　喜内某　紋兵衛一成　鉄扇成兵

宗兵衛良章一云年八ヶ年十郎成章が婿男なり後又但馬
守成道尾張国守家の社の神主として世々守護斯波の家
に仕へけるに藤十郎成章　守護丹羽郡に至りて附
より住(其の)種嶋氏をなをして高木に依りし　又三河国隣
小三や川の(其もの)にも及て西尾の軍に従ひ然れとも高
御殿をうちとりて軍なりし忠功比類なかりし故八月一の頃
之藏章の妻にかかりし竭しと　是一喜の母上之丈年湯に赤尾社と家に仕へて家ありのや　元和元年
九月織田家扶保出(西島と生とも之本年寄手と改)遠行有り　七

月より公儀城の体乃御うちく（浅井か居城は丹波守／かゝる者なりし）百姓
小西信長公より木下藤吉郎秀吉小谷の城の押として
横山の城に相加へたり然るに同十月朝倉左衛門督義景
浅井備前守長政勢を率ゐ京都の辺へ打出し叡山に陣と
取り洛中洛外焼拂ふへき結構ありして　織田殿ちかく近
急きこ南将御出追討有へきこと摂津の国より引返し近
江の国坂本にて浅井と合戦しけれ　公然其角して寄手一石の
叡山程の事にかゝる由を聞召し合戦ましと有けれと
と申けれと　御存じなく　手勢を率ゐ其の所へ向ハれ

一揆の出来速疾乃伊勢に楯籠り観音寺等其比山に
乱入し参り寄手の衆乃若を殺し道を遮りしき其侭
押し包んて討取り一揆の大将甲太院の照光坊等
二千余人の首ひきゐ押寄せ小織浣等横宮より寄る
子西将年小木江の城ハいかゝき戦ひしとしけれハ
足へてさもの乃所々にて藤十郎成京　所前ニ乃むとう
大将は我立ち向ひ定家の御戦ひ防き戦ひ
て遂ニ討死とそ承るに哉織を示代々也てる
公威章の息死と聞し感ちなもの也其下人御感して仰ね

出小道ニ葬ルとも石と云ふへし王ニ従て小路をかかりたるものなりと 讃
第ニ小書キ士の錦綱小原んて諫死と云ひけし申誰にしたかへすと也
其の外ニ伐て死と云て跡を継し寛六歳へかれし兼頼の依藤兄弟養育
小出田太郎左衛門尉云々依川家の出羽ノ井尉の保田家の克家臣継合兄
出八路青出小藤ノ其ハ出て云々兵死と成せ出人なし備前家の忠死活ニ其家
十六ち川とり小食し那ニ依長記ニ依しみますて世の人何ホ移りて兄弟
し是持出雲守ニ年十六同姓目備前家ニ死と云て誰るて九ハ諫ニ表は小年十六家臣
功ち遠死のみ申しと其れ義忠の志し出陣し口をたり
備前家ニ出て死の如キ人其の亀鑑と成して成すへきものの 成章 男子
有り人有り二男右近兼中橘兼松平隠岐守ニ所ニ嗣となる二男正統
系 松平遠政 番 鉄次郎作 四男玄蕃兼 同じ鉄次郎作 五男孫之丞成吉となる
大夫兼貞の出陣小兵の一章と依小出仕して帰りちの出羽守兵部出日
依の出羽殿ニ出仕し小勝吉備目と其ノ合ふしして死す
嫡男一章家と継き 傳備公小出遠江守ニ移り其の家ニ依て養長ニ

年九月古服と備中守ニ兄弟出陣也中将ニ依り 同五年八月出羽守の義
出年勝ちて利長殿と同年出て有名にて候 依川殿十
とも其の家の出使と号す 同九月備中路陽ニ趣き其の備中守作
同八年七月古服ニ移りて備中守服と其の石 二百石 大阪出兵の出陣
小筒出石にて依當家と号して備中の家ニ仕へしかに元和五年
相成小お門ち時ニ降り再出仕へ奉り 二百三十石 同八年八月四男
備の出兵一章男子二人有り二男紋之助一成別ニ百石と号す
嫡男都紀左衛門 左 宣成父死して家と継き 二百石 寛永十七年
九月服加への石 三百石 同五年

慈昭院殿の御庶長子なり　御母は保科氏　承応二年十一月
世子長光乃御丸へうつらせ給ふ　西の丸へ移らせ給ふ　寛文元年十二
八月従四位下に叙し右近衛少将になさる　同四年四月右近衛中将に任ず　寛文
元年三月二男光貞に封内の地を分ち与ふ　宝永元年　寛文二年
同年従四位上にすゝむ　古将軍家の御猶子となさる　父卒して家を継ぎ給ふ　合せて七十
内に居住を命ぜらる　貞享三年十一月　世子綱長乃御丸へ入給ふ
を以て小石川の邸を賜ふ　同十二年十二月従三位にすゝむ　同卒す
延宝元年従二位になさる　天和二年九月　神宮
綱吉公も御附として御附の子となり　御本丸へうつりて給ふ　将軍宣

小石川に住みたまふ　貞享元年十月参議に任ぜらる　延宝
み帰りて後は江戸の邸に住み　再び宝永元年三月奉りて元禄十四
年二月　世子光長乃大傳になさる　参議の元江戸の邸
邸に出で給ふ　明年参議に任ぜらる　宝永二年七月致
仕す　十二月綱吉公薨じ給ふ　同四年六月五日薨ず
御嫡男綱之進家督をつぐ　元禄二年正月従二位に叙す　二十三日
家を継ぎ参議となり　元文元年十二月致仕し　二十日薨ず
号して元養院と称す　寛保二年六月七日七十一歳にて
卒しぬ　御墓は東の嫡男綱成に伝へたり　法名は円泰院

三男幸貞を養ひ申て婿として嗣とし家を譲る
助之進幸貞享保元年病死す　二男なり家を継ぐ
浦若狭守と云也寛保元年七月執政の職となる
同三年四月七日年七十一にして病死す幸貞男子
四人あり二男同馬正道　寛保二年四月　右伝也　月俸吉　張十二石　宝暦十二年病死す　三男伊織但旺
延享二年十二月　寛延二年病死し出　四男喜内一政其後御紀伊国嗣となる
婿男弥記忠内寛延元文元年四月病死す
其の後々を継寛保元年家を譲て三百石若狭守と名乗る宝暦十一年正月
執政に至る　明和元年正月年四十六才にて病死
そのめ藤井和成正宝暦八年十二月病死す　二男なり父の跡
作左衛門家督を継ぎ三百石若狭守となり執政の職に至る
安永七年七月四日病死す成正男子
二人あり二男同馬貞延羽本貞房嗣となる婿男之
馬之助成元父死して家を継ぐ五百石病死たり
喜内良幸其の外記及内重成二男也寛保四年父死す
後七月送の内百石其子左兵衛其家継し後
延宝四年九月出奔して家絶えたり
致兵衛与幸一成は家兵衛一幸の二男なり家　同信守也

小伝へやん、中なる成年出府して役所を去りし

当家に出入り 慈明（?）に小伝へて後貫（?）元年十一月山田氏と

なりし 左石 延宝七年正月（?）の会に補して元禄二年改作す

其の御鐵右衛門 坊香継し 右坊香死して 徳之進一政継し 截断（?）

坊香下腹至言 石竹付百年右 一顕死して直に紀州様へ 右 紀州死して

興右衛門一政継し 右 一政死して 喜蔵一豊継し 右 一豊

死して彦門一明継し 右 天明二年三月出府して宮（?）

大名たり

鉄扇（?）[illegible]成興にて 後藤（?）一成の [illegible] 十五（?）[illegible] 一房り

胃なり 初め一房 慶十五度目 大学頭に養子して 成興に承り的に

渡辺氏と養子して 其家に勤と譲り 成興と本氏を名のる

元文二年 酒井と改 [illegible] 寛保元年七月 [illegible]

山田と称り 延享四年十一月 [illegible] 渡と [illegible]

のりし河 其年と奉り 役宜の [illegible] 宝暦十二年二月

其の年 [illegible] の

作と家り 其年十月 [illegible] 同十二年二月 [illegible]

西膳と [illegible] 明和二年十一月 [illegible] 七

年七月 [illegible] 年七十七にて死しぬ

宝暦十二年六月 [illegible]

瀧中の [illegible]

此年銭小丸なとの言にて小堀家なとの家ハ其かはりにも似たるもの
世上の善根なりき諸ハ頭ならぬ者ともとて前にて也のかく申しあへり
嶋田十郎左衛門尉元實へと想て正経 浮名金蔵 実乃臣 の二男清兵衛
わたりて名をも申し家督なりて初名を宝暦十二年十二月四日小姓にかなへ
且 同年二十石加増 六両四人扶持 同十三年十二月家督の世話役をすみて月俸を
なり 一石増 合百 明和三年十一月父の譲を受け百石 同八年十一月家老
加へられ 市石 安永五年十月目付の職となり其後御年寄の職と
成りて寛政七年七月勘定の奉行を加へられし度目の年に家
目を嶋田覚右衛門尉方宗へ譲るものとき伝言 鹿小の士秋吉 実乃臣 の二男なり
嶋なるハ老て隠居なりて剃髪して天明八年六月俸の上に

百し任る

關

本國常陸
家紋九三言引

藤原重英 八右工門

某 儀太夫 早世 家斷絶

某 彦之進 後改久圓了齋

某 彦之丞 八右工門
母吉川造酒之助正武女

正忠 銀平次 儀兵衛 後改更八左工門
母生駒權左工門某女

尹古 寅作
同氏儀兵衛正辰養子

尹古 寅作 彦之丞 八右工門
實同姓八右工門正忠二男

某 遁世 後住松府蓮花寺

正武 與三郎 彦之丞
實長岡市兵衛道在二男

正應 亥之吉 義太夫
母同姓八右工門尹古女

正脩 彦三郎

女子二人

森六郎某妻

養子彦之丞正武妻

岡 附久居屋下並某

八右衛門藤原重英と 小松宰相中納言の重英をして率ゐる 其子孫是に有り 是田正道の新氏に名乗る

其先不詳 傑僧公に仕へ 慶長元年九月 公能登

國に封せらるる時 大聖寺に居し 家老を僕にて仙[illegible] 明暦元年江戸

にて病に臥しける時 利常公に謁し 常に従ひたりし職に

忠貞の人なり 諡ハ等ふ 傑僧公の代に当て覇藤の長刀等の使と 亦其の技能を為し 出し庸せられ 之を称し 亦藏に住せる其

かくて其の事に及び 小松の城下に住居しに 傑僧公の流儀を合せ

其志しを専らにし 後に其子を同じく相続し 其の子の相続ニ百石

に至る 年々給し 今や只今に其の高き者なり 今年其

時なりとて 其の英主の人を過ぐる 後世まで知る其の子を

其偏の家系を 論せる事なり 大坂前役の時 城に詰め 先手の荒の役を勤め 五月

七月乃合戦ニ小野の子某としてく敵味方ニ加りみたる也軍忠を前段
をへ下さるゝ輪り我等と天王寺表二日の合戦ニ於て敵味方
入乱れ也たる之年ノ紀之文號を白旗をなきこて出て首ヲ得す
敵後也是拝之於ハ進て帷の惣旗本を限先カしく帷無人
と出馬右衛門也ハ三河の乃ここ五ハなし軍勢と落人の家
御書也や有之紀新当家臣と偏之百石 同六年一家臣加の之百石
寛永十九年四月十八日方路ル出 年 主實男子二人有り二男
寺之丞某なり嫡男某文某
記せるハ深のたるべし 初元寛文十六年月俸禄として百石也父
記称ス記せる前年文のみ

正し家と號ま百石 同二年 某同ニ會津の城で
同正保ノ寛文二年六月七日死ス嫡子 也ハ家ニ紀たる
老 拝 月俸の也 候代の條ニて百石也りる也
後ニ 候子小姓 帰人なり
家 年
月俸二百石
寺之丞藤原某なり八右衛門重英ノ二男なり 正保
二年 某同召出百石給也 四年小姓と成て 寛文二年 世子
真定 同 寛文二年十二月 旧臣
乃子として 某 の 號 と 嫌
し上ゟ新ニ百石とまて 寛文九年 月 免 延宝

六年武庫の奉行となる
具國に氏代おし古く漢氏他の流になる也羅拝して方許
と定し常に御側に伺候し元禄四年九月十六日致仕し同九年
七月十四日卒しぬ也嫡男右衛門某貞享二年三月
傳授して古信也元禄四年父の譲をうけ漢派治の奉行職預の
奉行（割なりとりの）等を奉る享保四年五月致仕し花養と称
す同十九年九月六日死しぬ其子九右衛門正忠二代信五年五月
同信のまゝ古信也享保四年五月父致仕して家を継ぐ（後本氏子）
傳し（閏學）同職（なり）同某（なり）（後某）乃願と称し漢官の同となる延

享三年正月十九日致仕し同三月十二日死しぬ正忠のなかりし
久右衛門平吉を嗣とし家を継ぐ八右衛門平吉延享二年八月
同傳授して古信也同三年正月兄の譲をうけ宝暦元年十月
罷有して小普請乃組に退かる也同十三年四月十九日死しぬ也先
承嗣なきに依て長男道生なる故二男正武を養子とし女に配し
て家を継ぐ此奉の正武宝暦十三年六月父死して家を
継ぐ（八右衛門）父平吉罷家りし来りて継ぐ也田畠代の下原清
依て前の通り也たる中当家譜代の事人なる也ことく職故
なる所後なる也明和八年四月継某乃奉行となる安永

三ヶ年鎮西九州の在住再遠にて 附録等の事 後年は九
年四月小浜の家に帰り 寛政四年十二月浅野の左衛門
移る 嫡男源吉 天明六年三月月番御免 家二男
喜三郎正脩なり 寛政四年九月月番二百俵三人扶持大坂加番也 長男源吉小浜也 同六年七月家督長源吉の忌明小林
月番御小納戸三百石にて受取る 同年十月一長源吉病死の後一族小出
浜の附家へ入る

長屋 本國尾張 家紋違傘

徳山兵庫么信之二男長屋
喜左エ門政時男

源元吉 茂左エ門

政武 喜左エ門 後復長屋
實久保利左エ門某二男

女子 養子利左エ門政武妻

万副 藤吉 茂左エ門 致仕号徳山
母七郎右エ門政法女

女子二人 丹羽一学子清治妻
大谷平馬信堅妻

政知 初倫記 内海喜左エ門 茂左エ門
母浅尾帯刀雅常養女實ハ
横江喜三兵衛勝英女

女子 長澤小一右エ門雅忠妻

政法 小源太 茂左エ門 後称徳山
七郎右エ門

政本 小源太 喜左エ門 茂左エ門
母青山伊右エ門正典女

政圓 内海 早世

女子三人 三谷是左エ門忠胤妻
日野丹右エ門元時妻
服部久左エ門政保妻

女子二人 大谷兵庫影信妻
山田兵太夫為芳妻後離

長屋

藤原長門源元吉ハ但馬出石郡今住之二男長門政時ガ婿
なり政時長屋と改め名字ヲ其後洛陽天正ノ頃
京油小路ニ住す其後傑俊公ノ御附ニ召され慶長三年九月同苗とめ
ふるる右元吉始附より住す門ヲ年ろ余ハ木と号の名し候
洛陽ニ而ニおいて門右ノ者と記し其後大阪前陣の出陣ニ而相
中ニ而六月七日藥師ノ宮ニテ歎二百餘斗り候得共
中之人数ニ而進之ニ而出ニ而御出と申す歎願
節ニ而節ニ而ハ有之候と相而ハ難ク節ニ而味方二人ニ而居候

敵二人引返し返し討二人か中を一人と定め伏せ一人退きける所
を追ひかけしと返したりけり頭を捕て引組み討て押し伏て
首をとりけり此旗本に記しけり　右衛門藤助うちす元吉か弟小藤太
る者也返しつうしとて首をとりけるやと　御者とも(?)りけり小野小三郎にも
のを見えき　西阿所のかれ系に入すと　御かとる記す
将軍家の御子孫に入奉る若狭守は何事もおもひと案じ給ひとも
今は多くの者共か討死せしとて敵中に入討て大勢出会ひ有
原へ出むと申給ひ　大形所山城を通えかかる所にて御系を入置き
何かとくし出合しけるを見て事給の体有して討死せるを申たりしき

軍勢にて係ぐ　公よりこと寄せ給ふ　兵部少将とかしけるか　浪人の事
中にもこの事也　維佐公所望を辞せしめ公方に書給ふ　武衛ふかく
将の事とも申しけりとて公方の意をはたし又家に　将軍家に御申しとて此事の
少役有けるによりて御手のかたを将軍へ
かくて将監の陣の外へ　同二十年十二月御沙汰に及び近所かける
別郎元吉か家小笠原織部が御所へ申しと元吉記して大将乃織と
陣し合戦しけり御出合ひ織部打捕をちりしに逃かれし
と新坂田町といふ所中にて返しつ其後一人切捕二人にて首とらせ
小織大将か旗元吉か手にて取るに首を見て織部の手に返し
し故佐々木と戦ひし　京極氏内藤退きし返りしを元吉捕へ
え渡り乃沼捨に取りしか公氏末と合ひ一の

将軍家より上意ありて其の時より御家に出仕しけるに
御前にて一とせ二とせの御目見え 将軍家より直に御盃を賜ひ御紋服
なりし末より大猷公の御時代御表の寺社奉行なりしに道職
曲がらず事ゆえ御用をも勤めて寺社に在て是非を糺し
其職其の後実躰にして其の 御前に於て高き
御事の其御用を掌り寺社出頭しての後は御目録
十人の職と退隠して斯罪の事を職務に補せり
元吉の其后ども寺社奉行なりし後は 将軍家の有司
も一とせ隠居して其の後は
御寺社奉行の御用向に出仕なし候事なり其後は
御役を勤め候なり

同四年九月百俵をのり 百石 同八年
十二月百俵加へられ 百石 寛永四年八月百俵加へられ 百石 都合四百石 同九年
小死しぬれば 同十二年 始めて大坂加番 寛永五年 初めて
家を継ぐ 二百石 同十年九月元服す 時大番になさる 同十九年
会津の御役を勤め 慶安元年十二月地方に 同二年中年
乃ち将軍になさる 寛文十一年大坂加番の役を勤む 延宝二年
十一月旗奉行の御役 天和二年十二月御旗の奉行になさる
同三年死す
信俊 本年乃将軍に仕へて時丹波守の役を勤む

御前に奉仕し元禄二年十月廿七日年八十一にして死し法名
男子なかりしかば久保某利正か二男政武を養子とし女
に配して嗣とす其後政武延宝二年三月月俸をたまひて右
仕と為貞享元年父の任を継月俸を賜ひ二百石六百石之父死して
家を継き三百石元禄二年五月月俸を召れ分れ因六年正月
具足奉行に仕へてのち附口寄合の後と称す同
十一年六月十四日年四十四にして死す嫡男某万剛父に継き
三百石同月父死中軍乃犯れ子孫して先陣乃陪を称す享保
十四年伝史部太郎の憲法の衛の事世に云敷訓かれ記し附大番の儒道

人数衛に加へられ死を以て同十七年八月
上皇に仕へ付される延享二年四月正旗乃奉行に
追て寛延三年二月加仕し後上とし老養の料月俸宮
暦四年八月十四日年七十四にて死す嫡男某政知享保十八
年二月月俸を賜て右仕と為し父の任を継月俸を賜ひ月俸宮寛延
三年父の譲を受け三百石同月父死を継して宝暦十年二月西丸人
乃職にすゝみ後書院の番を兼勤め乃率頭となり安永四年
正旗の奉行の格に列せらる同七年八月四日年六十四にして死
して政知男子二人あり二男内海政圓安永六年内小姓に召出され月俸二口時々十両七年七月廿六日死して

時御普請政奉行明和四年十二月月俸賜て召仕也 父の仕とも 初ゟ云云

安永二年四月召出され候也 十二日 父死して家を継 二百石 安

永八年亥六月大目付かしらとなる

中川 本國尾張 家紋梅鉢

石見國住人中川主水頼種後胤
八郎九郎正藤男

源本眞 我介 文藏 文左門

本益 大藏 新助 依病退身 母淨尾弥[?]重[?]妹

本富 熊之介 鳩之介 致仕号三休

本春 弥次兵衛 鳩之介 母貿見次郎左エ門某女

本牧 兵介

女子 近江膳所市郎兵衛道友妻

僧 壽圓

本保 太郎左エ門

則保 母源次 三右次郎某養子

女子 三人 中川清右エ門種休妻 三右衛門又左衛門某妻 山倉又左衛門某仕[?]妻

種休 母郡嘉内某女 紋兵衛 清右エ門 致仕号休意

本方

某 平之介 野田喜惣右エ門某養子

将種 右仲 丹羽孫一郎 渡貞養子

本清 初隆昌 文八 又四郎

女子 山田段七郎某妻 後嫁鈴𣴎兵衛某

種春 常左衛門 早世 母太郎右衛門本保女

種良 文蔵 文右衛門 母同上

某 伴右衛門 三右衛門伴右衛門某養子

某 文之進 鳴之助

女子 堀口與五右衛門某妻 住栗川

元著 文太郎 文右衛門 母有賀久鹿右衛門徳道女

太亀 文十郎 光文右衛門元著養子

女子 土屋壽仙元安妻

元隆 文次 文十郎 母土屋壽仙元安女

某 宗湖 松本雲来某養子

雅智 文蔵 神保政之進雅甫養子

女子 高松幸左衛門昌政妻 後岩本定五郎敬妻 田宮小四郎某妻

太亀 文十郎 仲雄 實文右衛門元隆二男

中川

文右衛門源本といふは清和の後裔伊豫守頼義より九代[illegible]乃國乃
住人中川三郎頼経が後胤なり頼経七代の孫新介治[illegible]
に周防の国に移り當國の守護大内が被官となり其子七郎
[illegible]治利其子の新介[illegible]武勇に依て[illegible]世に大力
[illegible]と呼出たり故ありて江治二年乃暮大内の家亡ひ[illegible]當
[illegible]一族の所に[illegible]後[illegible]村[illegible]小四郎一人[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]を[illegible]
の[illegible]八郎九郎[illegible]文右衛門本[illegible]父[illegible]本

志々文も本意なき人となりて後　宗信公の御婚布田年人々
難し　十七歳の時なり
傑俊公小松中将殿と申し後浅野安芸守殿へ嫁し給ふ奥方
四年乃後父の西房西国にありて病ひに臥しけるに御暇を給て
立帰りしが同十年古渡にて再仕へ奉り大坂前陣の御陣に
御供し中にも其月七日天王寺表の戦ひに二度の合戦に逃る敵
を追討して天王寺表へ差向ひ北方何方と知らずして討死す
御年をかぞへて元和元年九月古渡の地に葬る　有名
同七年御宝亀光丈人の御位牌に　宮松屋敷　其後公の御生年より生年まで

附岩何なる事や有りけん　小岩甚丈人の御嫉妬と借りせり又当時の人々も
時のく[illegible]その後宮より本意小倉中将へ　傍より借り申しける由
作遠八本意を妻となるに深く深く[illegible]仰せ下され[illegible]
[illegible]のうちに己が梅花の中に香子のやうに云ひ置き[illegible]と風[illegible]
其恩を受けし其儀を抽して其子の世子になさしめんと思ひ
給ひの御附より宮仁の御徳世子へ譲り下されし所へ御[illegible]
し来りし趣しなく本意[illegible]補佐の役にて御座候也と[illegible]
御子中[illegible]寛永四年八月古渡にて逝去　同十七年九月九日
年来相勤めし主[illegible]なき忠勤の人々本意あらぬ文　小堀

右石
寛永十七年御小姓となる 同十七年御膳番となる 廩米十石
名言
加右 萬治元年本丸番となり 年を経て病により辞す
とき御膳番を勤め 病により養子に継ぐ 月日十二日
延宝元年正月十八日年六十二にして死す 法名 男子二人
二男 右衛門 本保 七月御膳番となる 古隠 吉 三男卯 助次
則保 ともに出て 三右衛門 氏 伯父 婿男 訴 父に仕
とのちのち 祖父 右衛門 印 空しくなる 其子 新
所領を継ぎ 二百石 御側 小姓 作 小姓 元禄 御刀 乃也
御取立 を継ぎ 保之丞 寛文十二年 御目見
家督 中 その御 日 承 ...
乃職を継ぎ 延宝八年四月 時 乃職 ... 元禄
二年七月 病 ... 辞し ... 四年 ... のち
よりて 同十二年八月 致仕 ... 二十歳 ...
料 ... 元禄元年十二月十六日 年四十 にして 死す 男子二人
嫡男 二男 文 元和三年 御小姓 ... の ... とも
本清 元禄八年 ... 享保十二年 ... 享保七年十二月 ... 死す 嫡男 ... 文 ... 大和
二年四月 ... 御膳番となる ... 御 ... の職をつとむ
とよりて 二百石 ... の ... 宝永四年十二月 ... 四十五
と 死す ... 二人 ... 二男 忠右衛門 本房 元禄十四年六月 ...
小石 ... 十 ...

乃職を継て小君梅陽院の月付席に
なさし享保元年四月十二日死ぬ　婿男治右衛門種休元禄
十二年五月同年のうち古仕述家を継て二百石御帳元の半
随用に沿ふ勤の中よりよ了　寛保三年六月断傾き仕述
八婿男種政出家作と出川り入道して言休と号し元
参り斜揚り延享二年六月廿三日六十一にして死しぬ
種休男子三人有り二男伴右衛門来二有吉来　伴右衛門ハ嗣也
なり三男将之丞ハ来　宝暦四年六月公子長倫ノ侍伝の近男に召仕述給ハ候言
同年の冬死とてなり宝暦八年六月十七日死しぬ
文右衛門種政父に継き二百石　宝暦八年四月廿七日二代伴右
衛門の半に伴ひ小笠原の継に遅けらる於人今年迄二歳

入道一入の門に従て林崎流居合の刀術に年ころ仕述院に
学ふ者少からす同十三年門弟ども刀術に謂ん十月四日皆と
御目見え仕述種政ハ其席に同作し出て仕述八其身刀術
少年のものにて乃まなひ給ふ門弟等を召て尤ニ一半と出たる事
給ひ羅須許させらる安永二年四月十八日五十一にて死
男子二人右衛門元随明和五年十二月同伴揚とて召仕述
父に継て二百石　御帳元の半と云う天明八年十一月乃ち
三十八歳にて死　男子有り右衛門元著父に継き二百石　蔵役
なり世を早くし仕述八合月仲雄右亀して家督し二百石

浅尾 本國常陸 家紋梅鉢

高根因幡重久男

平重常 初幸次 高根勘太郎 後改浅尾 数馬介

正利 高根孫右衛門 系在別

女子 中川文左衛門本真妻

信常 弥五右衛門 致仕号了隠
實大舘治部右衛門重門三男

女子二人 養子弥五右衛門信常妻
種橋介之進重章妻

雅常 弥一兵衛
實兄弥五右衛門信常養子

常祇 主計
母江口三郎右衛門正辰

成常 五郎八 九郎右衛門 弥一左衛門
母丹羽石見守正次女

某 六之助 縫殿介
万治三年正月六日死無嗣子之家断絶

女子二人 丹羽勘ヶ由正行妻
葉賀彦介某妻

雅常 弥一兵衛 主計 帯刀
實弥一左衛門成常男

女子 横江喜三兵衛英勝妻
實種橋介之進重章女

常晟 多門 主計 弥一右衛門
致仕号高根再児
實丹羽図書重休三男

常遠 勇次郎 主計 数馬介 九郎右衛門
母中川助右衛門勝吉女

某　弥一兵衛
初横江半三郎勝久養子離別後賜
所領延享二年十月九日死無嗣子家断絶

義敏
金五郎
上田藏人義亮養子

女子
神田宮内宮正勝妻

女子
横江半三郎勝遠妻

常照
千葉之介
實大谷彦十郎君遠六男

浅尾

数馬成平重常ハ常陸の国乃住人高根同情重久か曾
也代々佐竹の家ニ仕へしか重常初ハ高根勘左衛門幸次
と名乗りし　慶長ニ古河ニ移りもの也し時ハ未幼小仕
ニ而寿近く仕へしか能き者なりしかハ後ニ所浅尾の家名
氏改めて浅尾数馬重常と称すなり慶長十七年七
月下総ニ古河ニ居大坂夏の陣戦中ニ於月七日天
王寺表の戦ニ於ニ五月乃其の地方ニ於て先ニ右衛門某人掛合と
陰自首を取んとする事と云家と見て首を掛け十七日間退

鼓四郎殺逃すと貝殻を追落出只深田へ飛入走へと落首
とかれともし出て深田をし急き堀を越へて御年を先なる
殺れて逐重常と深すれともさら更に落より味方十四郎
寄と気しく只鼓以打き上の陣へと飛上る重常を家伝せし殺諸
ら々逃去る後重常辛して遠迎より馬引寄せて打乗る
吉田曲輪まて追落し出た鼓か子を見て出しから只けよ軍
陣とし帰らる事に付吉道江の四日根の旅館に従従人子
四ト郎十仁と重常勤し小振き鉞を織けとして思ひ乃ん
逃去る忠経（越後守殿 上総介）乃長臣花井とあり備乃中へ証文

しも追落し首級を得る元和四年九月地加へられ（百石）同
六年九月地加へられ（百石）同八年十二月執政乃職に加へられ
地加へられ（二千石 合七千石）寛永四年八月地加へられ（千三百石 合八千石 六千石ハ与力知行）
同十一年三月 将軍家上洛せらるゝに付
出乃旧信し諸将... 同十二年 執政の上首に加へらる
十二年 一万石の讒 と... 付
福島 同十八年八月 将軍家 ... 付
作刀と ... 十月地加へられ
六百石余 同廿年 ... 重常病気

ゟてく数年引ん謹り居りし職と称し任を改むるん事成
許し小作を以て兼て寛永二年四月召出しを家の先箸ゟ
料賜り五十石 寛永十一月廿八日召出され、享年 主常男子二
人有り二男職分今来寛永十六年訖人となる
将軍家へ出さる 是天下の代に事りし人侍なり 岩村侍所附 松平伝綱有之守 執政にして 其年 上り亡し也
正保元年月俸を多く余が三月 小性並月俸二口 萬治二年四月下旬改
ゆへ為ゟ百石、新に其三百石へ兄成常是迄賜ふ八百石 其後二年
すへ乃用改而公務し出百石ゝ父十ゟ加へなり
正月二十年二十年四七にて亦しめ子たけ直に家絶たり嫡男
治一成常寛永十六年訖人となり先年家へ出さる
同十八年十一月下旬七百石二百石 同五年十二月鳥居の下に住して
寛文二年十二月下旬加へ其百石加へ八百石 萬治元年子光乃
職与ならさる 明暦二年四月家を継ぐ 二千五百石 宇の領 六百石は職たる 職是に
人の所見しと為る数人して病気にして常に閑居の居たり
して七年十二月下旬仕りて後は技助としてゝ月俸百石
寛文六年壬八月新に下旬を加へ八百石 此治ならさる 同
三年二月 延宝元天王寺に住しゝ所奉行の下役と
兼ね同七年十一月下旬加へ賜ふ 二百石 合千石 延宝四年五月廿八日卒年
七十四にて葬る源めい成常初の男子なりしか小字を大谷

重門治部右衛門が三男信常を養ひ女に配して嗣とす 彌
右衛門信常をして先に分家して二千石 世系 長雲の母は小姓組小右
衛門佐也 月俸二百俵 寛文九年請ふて信常の嗣となり延宝元年
十月小姓組となる 二百石 諸家 同四年九月家を継ぎ千石 同七年
九月書院番となり其後大番頭をつとむ その後役をつとむ
元禄十六年八月留守居となり宝永二年十月致仕し隠居
号し元養が料 五十俵 同七年十一月十五日卒す年五十四
室は某氏の娘 男常力 継常 実は某が養子也 元禄
元年正月諸家小姓組となり書院番となる 二百石 同十四年三
月十四日浅野内匠長矩 吉良義央上野介を営中にて刃傷
に及びしとき其事に預りし 寿昌 長矩組頭
御使をつとむ 元禄十四年の某月某日 五百石加増 長矩が居城赤穂
受取となる 百石 宝永二年十月八日家
を継ぎ千石 同年書院番となり正徳元年五月帰国
御目見をつとめ 役をつとむ 同五年十一月廿九日卒す年五十七
法名某 丹羽重休 因幡守 の三男常歳
を養ひて嗣とす 深井常歳 正徳三年五月小姓組
諸家 二千石 享保元年正月家を継ぎ千石 同十二年

七月若年寄に任す　同十二年十月病によつて御役を
奉免る　同十五年十二月日光山　神廟の経営御助役をつとむ
かう附奉行に任して進物を清将軍家の御手にて
御務め源とつとむ　同五年七月執政に進て寛保元年
九月地加ふのすきなりける　五万石二万石を　同三年十二月江戸の藩邸にて
て政を行ふ年の　御とこ家の延享二年五月
大猷公の代継ぎ　附　将軍家に御謁して　大猷
月老公　天輔　に侍る　安藤　寛延二年二月
本藩に　同八月罷　執政の職を辞す　公邑に居る

年の　御とこ家に　高根再興と呼ぶ　宝暦
十二年老養に　拝謁の時　安永三年五月　年七十
かつて男子　常最男子二人　二男　逐日　集
初め横田の家に嗣たりし　離縁となり　元文五年十二月
以小性に召れ　月俸　八口　寛保二年　小性に
小性とせらる　延享元年五月　百五十石
同二年十月　年　二十　家督を継ぐ
三男　義敏　上田義　嗣たり　嫡男
常　安永　年　二月　二百石　父の任と

以て隠居之 延享二年九月 有徳院殿御代譲らるゝ時附随し
奉りて御役を奉る　同年十二月番頭となる 格料五百石 寛延
二年九月父の罪によりて河内国に蟄居し　其後五十石 宝暦元
年六月帰参を許されて西の丸の御役を奉る　同十三年正月ゟ
五百石を賜はりて内の丸御用人 常憲之 宝暦十
年父死して家を継ぐ 諸大夫に叙す 七百石 初め後に家を継
し又小姓組の番頭となる也 明和五年十二月叙爵
安永二年六月番頭となる也 同七年九月加増 三百石 合千石
同八年帰国を許されるの御役を奉り 天明四年壬正月執
政となる 同六年 定府となる也 明年二度目の年 を築

然して三百石の加増 寛政元年四月若年寄の列に加はる 役を助けしを
以て同九年御用を勤めし後
将軍家より河内国 に於て 同七月 仰ありて 加増
十月 同二年七月 諸小姓組 敬 常に
子なりし大台君達 二番手 又 常に 奥 を 奉り
て嗣とす 常興 寛政五年 諸元なり 二百石 加増

高根

本國常陸
家紋九曜星

藤原壽久

久次 三右衛門

常陸国住人國安清三郎男清三郎某於奥州田村郡蒲倉戦死于時三右衛門壽久依幼稚爲高根因幡重久所養冒氏

称高根

重常

因幡重久長男三右衛門壽久異父之弟也

浅尾數馬父系在別

正利

因幡重久二男三右衛門壽久異父之弟也

高根孫左衛門系在別

女子

養子十郎左衛門壽次妻

壽延

新太郎 八郎右衛門 致仕号意閑

母長田九郎右衛門某女

壽武

平八 甚五左衛門

某

新三郎 後称永見權左衛門

将軍家麾下士永見權七依請遣于其家後住二本松

壽次

十郎左衛門

實日野新右衛門重尚三男

壽有

八濃平 十郎左衛門

女子 二人

平嶋孫兵衛長正妻

矢部理左衛門某妻 再嫁槙四郎兵衛妻

壽寛

長左衛門

延享三年八月有罪改易家断絶

壽末

藤右衛門 三右衛門

母備中守長正朝臣息女

延貞

加賀右衛門

壽孝

是非之介

東原關左衛門景吉養子

正武 八之丞
兄共改易

女子
土肥傳之進某妻

壽貞 藤四郎
本家八郎右衛門勝壽養子

正義 善太夫
小野澤右衛門正員養子

女子二人
吉岡太兵衛正舍妻
依包源兵衛某妻實依包癸丈某女

壽眞 藤四郎 藤左衛門 三右衛門
實同姓加賀左衛門延貞長男

女子二人
佐野善兵衛蒲氏妻
和田孫一左衛門清宣妻

行赫 初加賀 鉄藏 叶 三右衛門
實木村權左衛門智烈六三男

女子
養子藤右衛門壽喫妻壽喫
死後配三右衛門壽赫

女子
志水重右衛門某妻
丹羽傳十郎正明妻
黒田傳太夫脩世妻
奈良崎左衛門是吉妻

勝壽 大八郎 八郎左衛門
母某丹小右衛門重時女

女子三人
樽井庄左衛門倫常妻
中川市左衛門某妻
丹羽源太夫包卿妻

壽年 大次郎 藤右衛門 三右衛門
致仕号棠休
母貴志孫市吉高女

壽喫 亘 藤右衛門 叶
實和田外記左衛門安武五男

壽明
母三右衛門壽年女

女子
淺岸一千葉介常照妻

高根周幡重久 家紋梅鉢

藤原正利 吉之丞 孫左衛門

正永 初正壽 小源次 孫左衛門 致仕号喜已五左衛門
實内藤四郎兵衛正行三男

女子
養子孫右衛門正永妻

正親 佐助
實服部久左衛門則貞二男

道顕 儀左衛門
五十嵐喜之丞道固養子

女子三人
内藤四郎兵衛正著妻
山本又七某妻
養子佐助正親妻
實青山市郎左衛門某女

正盛 多太 七郎太夫 孫右衛門
致仕号遊計
實孫山藤玄蕃常盛二男

正之 勘十郎 源太夫 致仕号道渕
實伊達家之臣茂庭周防某男

女子二人
養子源太夫正久妻
高根岩三右衛門某妻

正頼 弥太郎 早世
母源太夫正久女

女子
佐助正親養女配孫右衛門正珍

正珍 多太 孫左衛門 孫右衛門
實齋川藤新六郎富盛二男

養女
養子孫右衛門正珍妻
實正頼女

正蕃 多太 源十郎
母青山伊右衛門正賢女

女子　井上要助正餘妻

房敷　三郎介　妹井與七郎時壽養子

女子　松井槙太敦妻

高根　附　加賀右衛門延貞　孫右衛門正利　喜右衛門壽武

一三右衛門藤原正房ハもと高根因幡守重久か子也実ハ佐竹の家
の士国安清三郎某か男也清三郎某ハ陸奥の国田村の郡蒲
倉戦ひに討死せし時寿久ハ幼けなりしかハ高根因幡
守重久か養子也氏改めて高根とハ名のる慶長十六
年古渡にして継後に住す大坂両度の陣に供し
中にも元和元年五月七日の戦ひに天王寺表にて首の誉
をとり敵の多勢を討取り追かけ突倒して首をとらんとする
ところを手の者とも首うけとりて首持きりて一人ひ

事に右衛門尉正勝太夫右衛門右衛門成田弥右衛門か家
通りたといふ者と聟にて文よりも首を抱け御旗本へ行しに中村
市介（御旗の小姓と）とらうへ　公しらはを見せすに河野平か家の
河野と申者天王寺の陣にて右衛門を討さ候由
中せしに　将軍家の母君某に入道せし　御目にて
将軍家乃見参に備へ業臣と成　大御所の見参に入
なり出精し申せしそれより出勢し、ここに至りて
公の御旗本に召帰りける家族の後当家の主と首をなし候ハ
とし　公の御感状かり下されし候へ其は金とも

のち同四年九月に加増にて百石　同六年九月に加増にて百石　同
八年十二月に加増（揚り百石）　寛永四年八月に加増にて百石　同九
年組頭になされし也　同十二年三月御上洛の御供し　同十九年四月
に加増にて（二百石本知五百石）　同十五年今の津乃城の御作し　寛文三
年七月九日八十歳にて卒す　法名某　男子三人（嫡
二男某　三男郡三郎某　月俸
のちに御小姓組にて死し　寛文四年二月　家人
（二百石）後養父の本知を相継て養子　寛文二十年九月
光貞御供して元禄四年二月　嫡男八右衛門

寿延寛永十七年十一月以下小姓となり同十七年書院
番に仕へ同廿年十二月御小納戸に進み同十七年廩
米三百俵 千石 同廿年命により後の職に仕へし正保二年十二月御
蔵米加へられ 三百石 寛文四年更に廩米加へられ 千石 寛文元年十九月
務を辞し同二年八月家を継ぐ 六百石は弟十郎右衛門に分ちあたへ この時五百俵を返し奉る
此人年若くの口役を勤め十二年奉り貞享二年二月廃
とせ 領知 百石 七百石 今年采の地を賜はり 蔵米を返し奉り
同四年九月加へられ 三百石 鹿装の料のり 二百石 同七
年六月廿七日年七十七にて卒す
息男正六の次第寿延家を継ぐ 法名 ... 菩提所 ...

その内 と
等 百年 之 寿延男子二人あり 二男寿 右衛門 延貞たり
三男是 弟之介寿好 元禄四年 御小姓に召加へられ 小普請
同年吉 閏七月 嗣となる 嫡男八郎右衛門寿宗延宝二年十二月
御元服 二百石 元禄四年九月家を継ぐ 六百 石 今日 賞
右衛門延貞子五郎兵衛 百石 同七年二月 常憲院殿 御小姓 同八年
六月 御書院番となり 口役を奉る 同十三年十二月 御
城の 平川口 梅林坂 石壁を加ける 築のうちに附す 副となり
宝永元年三月九日年四十七にて卒す 法名 ...
嫡男八郎右衛門 寿宝永元年 月 以下 家を

隼之助後造酒丞 實名 始正之 正信 正徳五年九月當家小普請より享保十年四

月 深徳院殿御内證様之事とてしまひに付ての御役

とかめられ元文三年十二月十九日寛保二年十一月ことに寛政なり出雲守なり

りしかは死に臨んて従弟菅沼新右衛門寿昌を嗣とせん事を

請ひ二百石余門寿昌に享保十六年十二月遺跡をつき賜ふ 實名 諱元

たり 始 同四年七月當家に召出され同九年五月御書院番となる

のち小の御役とて延享二年十月罪有て職を奪はる寳暦十二年

七月十一日死す年七十四 一女の婿二百石余門寿昌なり 寛保

二年四月諱元に改む 二百石の内 始百石なり 寳暦十三年九月家督を継く

石 安永七年 明和三年紀伊大納言宗将卿隠居ととのへの時用

同の御役を奪はる同四年五月當家小普請より安永二年五月御

雇とし寛政とりの小の御役とて同六年七月十日御役止の 二百石之 同

四年五月離政乃職に進む 始名 天明六年十月御仕

兵を辞し小普請に 月俸 五十口 同八年十月廿四日卒年

六十四 其後方に寿年男子なし 小姓と 和田

安藝守 弟中 善右衛門寿薫を養子とし女子に合せて嗣

とし小普請とす とし出生して叶寿

繁を養子とし女子に合せて嗣とし家を譲る二右衛門寿繁

す先宝暦九年七月　雄山峯公の御近習に召出さる 小姓頭
月俸二口 銀子二百匁 同十年父に従ひて江戸の三清邸に至る 明和二年
御小姓に准せらる 御小姓見習月俸 銀子五百匁 同七年十二月御小姓となる
也 銀子十石 安永二年八月御小納戸兼職に加へらる 同四年五月
其年より嗣となりて詰加たり 二百石の父の 位上給りたり 之後八月当役小将
格料 廿石 天明元年五月御用人となりて其の役となる 同六年
十月家を継ぐ 四百石 明年十二月数改す 格料 百石 寛政元年
正月 世子の大傅と兼務 之年四月前濃の川濱と謀す
る所と聞えたるに付奉行に副せしむ 後

将軍家にて謁見 同之年八月改めて
大目付と兼務 御用番 寛政之年十二月諸頭に加へて
二百石の父の 位上給りたり 明年五月当役小将頭 格料 八十石
加州右衛門藤原延名八代右衛門兼職延宝二男也延宝七年十一月
月俸 六百 渇宮様の十二石加へられ 貞享二年八月御小姓となる
となる 銀子 十五石 元禄二年七月諸頭に加へて職後となる 同四年九月
父延任して付 百石 番組となる 同十七年出川に乃同役と奉り
光徳公の御石碑 御近習となり 同十四年九月御膳の司となる 宝永元年十月
諸頭に加へて職後となる 同七年九月致仕して養す料なり

正徳五年八月十五日年四十五にて死し由婦甲斐藤四郎吉寿か女
宝永七年九月父か家を継き 百石 享保十七年十二月隠居
八郎右衛門改吉寿か嗣となる
喜兵衛 藤原吉房 武右衛門吉寿か二男也 寛永十七年
月俸をもて宮居の士に加へらる 慶安二年二月新に
百俵をたまふ 百五十石 寛文二年父か跡を継 前の俸禄を弟にわかつ 五十石 合二百石
延宝七年十月六日死し由 其子十郎右衛門吉次 其子十郎
右衛門吉有 其子長兵衛 吉寿 寛永に至る其子 百俵 百石 相続
其子長兵衛吉寛 延享二年八月罪ありて追放

をとて追ふ家絶たり
孫左衛門 藤原正利 与四郎重之か男也 元和六年
仕へ子として仕へ 同八年十二月新に五百俵の地をたまふ 百石 七年
相模の国にて采地を与へらる 正利 跡目 同九年
地加へらる 三百石 三年 寛永十三年 江戸へ 台の 溝 堀 修治 をととむ
を附其後 隠居 同十九年 地加へらる 百石 二年 同五年 武陣の
相続し 慶安二年 地加へらる 百石 五十石 同四年十月 出陣
の 延宝五年六月十五日年七十三にて死し由
其子源太夫 父に 寛 同 其子 何某 家の 二

男にて初めハ幽峯勘十郎と申し童たりし時
慈眼公御側に仕へまいらせ正利か嗣となりて慶安元年
別に三百俵を賜り直君父死して家を継き右三百俵天和二年
壬五月目付死去なさしむ貞享二年六月病によりて職を辞
し寄合となる明暦二年十二月致仕入道して道閑と号す老養
料かけ下され正徳二年六月廿九日年七十八歳にて死去正久
初め門蔵正員 四千石 の二男養子として家督し致仕雅楽正
永先ニ初め正永延宝二年九月同小姓となさしむ 月俸二十口 後廩米六百俵
同八年正久の嗣となりて月俸加へらる 二百口 家を継き 二百五十石

目付死して先鋒の隊将に進む享保元年十二月致仕
して寿斎と号す同年に称して老養の料賜り同十二年六月廿日年
七十二にて死去す嫡男浄右衛門正賀四年四月日付
賜りて右仕正徳五年九月廿二日廿七にて世を辞する
貞正ハ妹明貞の養の二男養子となり嗣となる依て正親元
禄二年 老公 慈眼公 初め小姓となさしむ 初ハ近習の事仰付られ廩米三百俵
公隠退ましまして後御側に仕ふ正徳五年
御戸の重ね養子正承の嗣となりて百俵を譲らる 二百五十石 享
保十五年十月二日年六十七にて死去す嗣なる是ハ安藤信盛

彦十郎之二男養子となり祖父喜門正珍享保十四年二月
月俸をうけ百俵を賜ふ家を継て二百五十石同月廃す小普請入の蔵
米となる後宮の未御幕府により明和七年壬六月十二日年
六十一にして死す其後も亦嗣なし一云嗣二男
養子として家を継ぎ正盛宝永十年二月月俸の子
百俵を賜ふ父の俸を継ず初めより百石其後御小姓となる父に従て二百五十石
乃蔵米を賜ふ小普請入の小姓となり其年小姓乃役と兼るの
年より自ら安永十年六月先輩乃役御旗に加はり寛政三年
正月内裏大上乃法経営あらし奉行の役を奉る

同七年十二月致仕して托計と号し老養の料扶持月俸二口
子孫十郎正蕃安永五年十二月月俸をうけ百俵を賜ふ父の俸を以て初めより百石寛
政四年十二月
雄出仕して随従の附口宣旨乃役を副ふ
其家を継ぎ二百五十石江戸留守居の蔵を奉る

樽井　本國近江　家紋石餅

黒田四郎左衛門大夫宗清末葉
樽井庄兵衛倫重嫡男

源重継　二庄九郎　弥五左衛門
母一族黒田清兵衛正寄女
正寄者黒田孝高従弟也

倫識　伊兵衛　早世

倫久　竹松　久五郎　源左衛門　弥五左衛門
母丹羽庄兵衛正吉女　致仕号余語沆謙

倫忠　新五左衛門　外記左衛門　六左衛門
母生駒九郎兵衛某女
後称黒田傳大夫入致仕号是道

正知　権兵衛
河原林吉兵衛道広養子

女子　二人
大谷典兵衛秀為妻
大谷彦十郎信光妻

次倫　権六　源左衛門　弥五左衛門
母朝士余語金十郎某女

女子　三人
成田弥左衛門正貞妻
日野孫左衛門好広妻
水野九右衛門林元妻

倫常　小主水　少左衛門
母丹羽庄兵衛重明女

藤能　小源太
小川平久藤兵衛眞武養子

女子　三人
丹羽庄兵衛眞武妻
丹羽六郎左衛門包明妻
和田弥五右衛門清武妻
實和田新五右衛門清茂女

倫林　庄八郎　庄左衛門　致仕号梅山
母高根三右衛門吉寄末女

倫紀 初倫由 藤左衛門 孫兵衛 傳大夫致仕号 退入 母高張八郎右衛門喜時延女

則愨 孫七郎 勝之丞 傳大夫致仕号退省 母香西源太兵衛昌宣女

女子二人 神田齊宮正昭妻 関口宗壽貞延妻

倫德 初則盈 丈八郎 傳大夫 母根来三大夫包継女

隆春 弥七馬 三宅儀左衛門隆仲養子

正静 孟丞 木村五右衛門正隆養子

女子二人 西﨑園右衛門良容妻 三谷吉甚之進忠邦妻

則恭 九八郎 母大谷彦十郎君達女

女子二人 高橋九郎種德妻 佐倉小角正邑妻

倫允 紋之助 外記 左衛門 孫五兵衛

政仲 野間 野田所左衛門正盛養子

女子二人 大谷典兵衛元覚妻 浅尾主計常晟妻

久栖 初倫 七内 勝民部 玄蕃 孫五左衛門 致仕号黒田退翁 母丹羽庄兵衛異武女

忠郷 平次郎 須賀源藏忠元養子

忠胤 彼江 三谷甚左衛門胤春養子

女子 玉川甚右衛門某妻

久教 石見 源右衛門 母成田弥左衛門正備女

胤張 但馬 遠藤彦太夫常吉養子

倫明 初久倫 勝吉 維殿 母本山豊後安明女

樽井兵衛倫重男 三右衛門與兵嗣 家紋九ノ内角木瓜

藤原義童 陸庵 氏称山岡 母山岡八郎兵衛元幹女

吉房 孫七兵衛 母菅谷六左衛門某 仕中川佐渡守女

冬芳 内藏 紋右衛門 致仕号悠見 母同上

保好 軍八 林嶋小兵衛可保養子

女子二人 土田新兵衛信清妻 瀬尾善左衛門利恵妻 黒田傳太夫倫忠妻

芳忠 権之丞 仁右衛門 致仕号得翁 母須賀平兵衛某女

女子 須賀源藏忠元妻

義多 常右衛門 母神田齊宮正次女

女子二人 石黒平太夫利淳妻 伊藤德左衛門助豊妻

義陣 勘太夫 恒左衛門 致仕号拜遊 母今村孫右衛門某養女實近藤三郎兵衛女

女子 寄田德右衛門某妻

義政 磯江 太左衛門 恒左衛門 祐右衛門 母中井小右衛門時明女

義治 仙吾 丹羽織右衛門正明養子

時煦 忠治 中井弥次左衛門時政養子

芳紋　内蔵助　仁左衛門
實ハ城田平太夫成政三男

芳親　意針

女子　養子仁左衛門芳紋妻

清賢　勝之進
吉田聘以方養子

女子　大山幸理義包妻

冨税　吉次郎
村越共左衛門貞昔養子

義定　多膳
母高橋衛士種春女

芳昌　内蔵助　紋太
母仁左衛門芳忠女

芳矩　内蔵
母鈴木七郎兵衛国忠女

梅井　附　黒田傳太夫倫忠　山岡莅菴

彌右衛門源重継ハ近江国の住人佐々木源三義秀乃後黒田四郎右衛門尉宗倫より其八世孫倫重か嫡男也倫重ハ濃の国梅井に移り住之依之梅井と称家号とす重継ありし後に長九郎と申して保後公古渡におゐて附まつり仕奉り慶長十九年の冬大坂の陣に供し上杉家を討て杉原常陸と云ふ士を討取しに首の旗役に重継か甲の首役の名残速に敷し御備有り中納言殿是を賞し乃のとも賞

加賀越前乃大人数にて　長重卿をおし包みしと思ひけれ
共しはらく支へ防き給ひけれは人数をも損せす引取給ひ
兼て万事の前後を考へ給ひし故也小松籠城の程をおもへは
しとは申さす手柄なりと世に沙汰せしとかや
故に此後世上にて名を顕し給ひき　　公の御前へ出中納言公殿
乃此度中途にて旗本へ中納言公御使ありて御礼のものとて小袖
芳の御使の申されしは　公御前にて御感ありて
小松にて申されしと仲間のものへ悦ひて其の主の
仰せられ候様にと綾小袖紋服なと拝領ありけるとの事の上下しめて　常元記

さて慶長十九年十一月大坂御陣の節上杉景勝の士杉原
常陸介は今福にて大坂方の木村長門守の兵と戦ひ評判の程あり
御感状を給はりける後に常陸を召して其方手柄の段を尋給ひしに
先つ其節の戦ひは今福の堤にて木村か兵を追崩し金の鐘乃
馬印を押立たる大将の隊を見て押寄けるに其備へ掛り
前田出羽守の士に上坂等申者共を打て常陸介と共に
みたりし事は大坂方の大将を討取たる上の事なれは
直に首を得し事もあらすと申上る大坂方の士は其後
と組みて一度に打かかりしかは大坂方の兵崩れて其場を逃れ
法様常陸は落ちて首を取る其節の備の中に付て申上る
なる長重の陣にも出て常陸と戦ふ其節に常陸は
長重の陣へ常陸と渡り対面ありて常陸はかの首を
年来の忠節にとて一領一振の太刀を給はり其事細かに問給ひて御
門出の時に大坂の戦ひを覚えて物語ありし事の節を
さまさまに問ひ給ふに常陸は申す様是にて味方の勢
と戦ひし敵は何れの手にて候やと問給ひけれは
まつ味方の士の方より大将の首を取て見せ申候
備へ至りて御目にかけ申さんと申したる時に首を取て給ひし

所存ありし者ありし此年切乃英大なる事一天下の人嬰児といへとも
知らぬものなし 偖その日見へ付せし者ハ此頃なりしゆやうり奉らん
とおもひ出し顔なり 其中に忠臣に何公付りたりしも中にも出
長曾我部なとハ打死せし其乃名の人々は我[illegible]の人物
捕取者切乃[illegible]なとハ中にも[illegible]年乃[illegible]去りし[illegible]
入る[illegible]之我[illegible]年小[illegible]へハ[illegible]遣[illegible]年も[illegible]世[illegible]年九[illegible]
[illegible]砂[illegible]捕判[illegible]長[illegible]所[illegible]
常陸[illegible]中[illegible]云[illegible]文[illegible]坂東[illegible]小[illegible]
[illegible]しける〈[illegible]〉[illegible]元和元年の夏大坂の落記
[illegible]也 [illegible]月十日一天下[illegible]二月[illegible]
と打[illegible]其[illegible]の[illegible]と[illegible]
とり出[illegible]国[illegible]元和四年九月[illegible]
同六年九月[illegible]同八年十二月[illegible]

改乃[illegible]紀[illegible]
[illegible]寛永四年[illegible]八月
[illegible]大傳[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]七歳[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
この年月[illegible]
[illegible]同十
[illegible]年[illegible]同十四年 [illegible]代[illegible]

将軍家に御伺し奉る　三歳保科の三歳と　御家へ出と偽
盛し　見苦しき風情なとし　世の目を
生れたるものなれは見苦しき世の末にて大小をさしけ
出し奉り可とて滝沢なとのし者共領へ智恵深かりし
同十七年九月布服加へ御鞆に　加増五百石　同廿年　鉄炮の頭に被仰付
萬治八年二月　常憲院殿将軍の宣下に被召
附加へ被下ける其仕置を附属の御鞆に被仰付　明暦
元年四月布服加への　二百石余五百石　宝永二年六月御小姓に被召
出されけるに　大年有しを小納戸御役を被仰付　御家の
九月　将軍家光公の御時　組頭なりし八加へ被下候　大役
と其年の　寛文　八年五月九日八年六十七歳にて卒す　其子嫡男
御先鉄炮頭次御座候之年に被召其家の知行二千石
の時の寛延二年十月布服加への　同十二年御役人となる　与国の御家
将軍家へ出される明暦元年正月御役人の御服と御附
将軍家に御伺す　奉る　寛文元年壬九月書院番
なさとし明る二年父の家を継き　同十年二月執政の
職になりしに書院と萬治延宝七年七月卒す年六十二歳
子孫次御男子二人有り次男は右衛門佐忠三男権之助
正知河原林近江守と云　嫡男孫兵衛御仕初之
說人となる　将軍家へ出る　延宝元年十一月布服を着

萬石者 父死して家を継く 今日より出雲守に改めらる 備後守 御加増二万石
天和二年四月執政たり 元禄八年三月所領加増 二万石合六万石 同十二
年七月致仕し 号を語流と号し 享保十二年十月卒す 年
七十九 実父たる忠備の男子二人有り 二男小笠原主水
川藤典 平介の嗣たり 嫡男出羽守 御常 父致仕して家を継
六万石父備後執政として 典出羽守七万石となし 附旧例 二十万石 宝永
三年八月番頭となり 元禄十二年六月所職し 其後十年 なり
三年八月番頭となる 享保八年十二月辞す 酒とも
なり 后使役をつとむ 同十二年七月執政の職に進み 元文元年
三月致仕す 七十 養子科に譲る 月俸 明和二年四月十七日卒す 年八十

すなはち忠備常男子三人有り 二男深溝御坐 享保十一年十二月
月俸 備後守 宿衛の列に入る 明和十四年十二月月俸 故宝暦元年
七月小姓頭 あらため 同四年十二月致仕 同十年三月十二日死
三男豆理政伸 此田正監 相模守 嗣となる 嫡男深溝左衛門尉林学
保四年十二月番頭となり 二万石の下総国の父の跡をつぎて 家督 二万石
番頭となり 寛保元年八月 将軍家台徳院に参りけるより
附 有徳院殿御世話 惇信院殿西丸 惇信院殿西丸の番にして 将軍に奉りて 奉行
西丸二ノ備にて 延享元年六月執政の職になりて 同年二
年五月 大猷院代 将軍家に御成の節
奉行此月 大膳の内に旅して 腰刀を賜り 十月 京の

信濃に蔵許されて壬十二月死去す桜山に葬る志賀の神
職す 月俸五十口 寛政元年十二月十九日年八十二にて家督相続
嫡男子二人有り二男平次郎忠卿後又忠元 従蔵の嗣となる
三男彦四郎忠胤二谷胤春 嘉兵衛の家を継く嫡男太郎左衛門
久栖延享二年正月諸先手となりにまゝ 二百石すつ父の任を承 初めより勤かたり 家督
三百石 淀当時より宝暦六年帰国して後の役を
奉行十三年二月信濃守の経営を助ことものなし副の
奉行たり年なりし後 将軍家召して御船奉行と
なり明和二年正月藤政の職に上る 俸料百石の分を石 乃ち五十石となる 安永二年

九月職を辞す十二月罷り江戸の屋敷の番をしてより後
御と称す其の身王田運命と号し其後罷許されて寛政二年
八月老養の料独り 月俸五十口 久栖男子二人有り二男但馬胤張を
藤原大夫 常右 の嗣となり嫡男源太郎久教明和四年七月
諸先手となりにまゝ 二百石の内父の任を承 初めより勤かたり 九月 御小人目付と同じく
改先名守る安永二年九月以前振りとなる 旧勤 六年十二月例
の用人乃職と為り天明二年父の罪により御先手となる 二百石 以年
十二月番頭となり寛政元年十一月帰国とも乃ち母の代伏
と奉して嫡男継ぐ諸先なりし 勤めたり 父上の死し也

傳左衛門倫忠ハ正甫と称す源右衛門次倫の二男也延宝七年九月父に
従ひ分ちの地二百石賜ふ貞享三年六月御帳付の事を奉り元禄二
年七月御膳番の役に移る蔵米なり明る三年十一月小十人の職
小普請となる也同七年八月老公並明公乃御側に附て同九年八月
御膳加役を命せらる本石合加増三百石を賜ふ元年に後三百石の加となる世子粛公に附属也華
常府三府殿の御傍乃事をも奉り同十五年
粛公其代よりしめりの附御小納戸の職に補せられ也大金乃
事をも司る同十六年御城の石壁年門口桝形築を助け築き事を府
其事を奉りしかと功なりし後将軍家にて召し何様
限とかりて正徳四年八月致仕しの地二百石享保二年七月卒
に依て職を辞して御免と蒙り同十月新代乃職にたもとも也
同十二年三月致仕し退隠とありし老養の料賜り月俸拾人
三代の君に眼近し同様の功多積しかハ御免之法にのかれ由其
成公の時に当て八年来補佐の功と感しの地しおや料賜
年老多人の紀行乃時にや並成公御代の事を深く覚え御地二千六百石
の懐残星霜紀年越と前後したる御筆有とかしまり
二重宝たり彩しく倫忠年積んて八十二才寛保元年六月九日
終に空しくなりにけり倫忠か男子倫紀と共に当時衛良の吏と目へたる
のみならすそ深く文学に志し書しを本紀乃古
年に書しく名著一篇に題き婿男傳左衛門倫紀元禄十五年十
記し置たる紀記世乃二重宝たりし

八月小姓に召出され 月俸六口 後采地十五石 父か家を継し [illegible]石 [illegible]同年元と

改む 享保十二年十二月西丸へ人の職に進み 廿三年小姓の頭

と兼務 同十六年日光山 神廟の經營に助とをかね務

廿年とり廿一年なり [illegible] 将軍家[illegible]に附属せしとのよ

同廿三年壬三月江戸城の職に就き 元文四年職[illegible]

寛保三年十二月致仕し 退入と号し 寛延元年十二月卒 年

三十三 [illegible]嫡男倫大夫則[illegible] 寛保二年正月月俸錫と

百俵を家継し 三百石 後大目付となり 先澤の緑将に[illegible]

寛政二年十二月[illegible]の格に[illegible] 五十年の[illegible]

同四年十二月致仕し 退者と号し 老養の料 月俸五口

嫡男倫大夫倫意明和元年十二月月俸錫ひ 古[illegible] 父の

位を[illegible] 月俸を辞し錫 二百石 家を継 二百石 後大目付となり 寛

政六年正月旗本[illegible]侍従の口 宣錫[illegible]附[illegible]の役と

奉る 嫡男九八郎則[illegible] 寛政六年三月月俸錫ひ百[illegible]

法庵[illegible]重八橋井[illegible] [illegible]外戚 倫[illegible]二百石[illegible]門

倫具か嗣[illegible]野守忠[illegible]家人なる定川一[illegible]西[illegible]

三男[illegible]元[illegible]医業[illegible]二年

若明[illegible]仕[illegible]二年十月新に百[illegible] 寛文[illegible]年

五月地かへらる 高崎 同十六年十一月再ひ地かへらる 今の高崎城小幡より月俸召し賜ふ 天和
三年八月致仕し老養料の年 廿年十一月卒 享保三年十一月十
九日死しぬ 其子源吉輝吉房父の仕を承はる 時大膳といふ 二万石
多年事し奥業を継き 残しを許し六百俵を賜ふ 二万石 十石
宿将の其子如くらる 元禄九年六月 世子 云 岩松 初めに以下府
将軍家への仕を奉り 宝永三年十一月致仕し老養料
賜ふ 享保四年正月九日五年二七て死しぬ 其子常右衛門
多家を継きて 宰右 後同所死にかへらる 享保四年四月 大
人民の訴の事起りし時 仕を奉りて 池 五十 月

職に補せられて 幕下 其後 先隣の
隊将に移されぬ 延享元年八月十日 年六十五にして死しぬ 其子
常右衛門 弟の 享保十四年十二月 月俸賜ひて 召仕はる 二百石 後同所
死をうけて 其後継ぎて 仕を許されぬ 中軍の砲将を隷てし 鎮
の隊将に移る 明和二年五月 致仕し 病老を乞ひて 老養
料賜ふ 同四年九月十六日 年七十二にて死しぬ 其子福右衛門 義
暦四年十二月 月俸賜ひて 召仕はる 家を継きて 二百五十石 大目付の職
を奉り 其後中軍の砲将より 先隣の職 移るに進む
其子多 継き 安永四年十二月 月俸賜ひて 召し仕はる

紋右衛門源義芳ハ法庵義重カ二男也
嚴父ノ未タ子ナキ時ニ出テ御側ニ召仕ハル 月俸五口 元禄六年
世子ニ於テ西ノ丸小納戸ノ職ニ進ミ御帳台ノ番ヲ代
同十一年ニ所ヲ代ヘラレ [illegible] 先例ニ [illegible] 賜テ
百石 法号 [illegible] 同十四年九月職ヲ免サレ大納戸
ニ [illegible] 御殿ノ [illegible] 本ノ職ニ [illegible] 小姓ニ転シ
ト辞シ 享保十四年九月致仕シ悠然トシテ老養ノ
料賜リ元文二年正月十九日六十九ニテ死ス其子仁右衛門
芳忠享保十七年二月月俸賜テ古仕也其後 [illegible] 小納
戸ノ [illegible] 家ヲ継ク 百石 累テ小納戸ト移也
[illegible] 宝暦二年十月勤ヲ [illegible] ニ補セラル 明和二年
十一月致仕シ [illegible] 老養ノ料ヲ賜ル [illegible]
[illegible]
安永七年正月四日
年七十二ニテ死ス其子 [illegible] 芳 [illegible] 乃
病有テ世ヲ [illegible] 也 [illegible] 平 [illegible] ノ二男
ト養子 [illegible] 家ヲ譲ル [illegible]
其後 [illegible] 仁右衛門芳叙 寛延二年九月月俸ノ
[illegible] 也其後 [illegible] 小姓 [illegible] 明和二年二月

職を辞して家を継 百石 小普請の支配宮崎遠江守人
小普請に入 後職を辞す 安永二年十二月御納戸の格に叙
せらる 後に小普請 百石の加恩 天明六年正月組頭となる 右 廿五日従五位下常陸
安永六年十月目付の班に列し 布衣を許さる 月俸百石 御小姓組番頭
小普請となる 後に小姓より小納戸の職となる
天明八年三月京都一の役を奉る 是は上使と京都にて宿の儀に付て御供の役なり
寛政二年十二月組入の格に進ぬ 同年九月
已年乃来有て職を免さる 其外内蔵寮寛政六年
十二月廿三日の例に加て伝家

源杲
水野 本國伊勢 家紋永楽通宝
太郎八 新左衛門

林好
庄作
實ハ筑紫弥左衛門某二男

種貞
主水
高橋将監重次養子

女子
服部曽右衛門正含妻

林則
主税 十郎左衛門
母三田新左衛門保福女

爲貞
殿从
小林覺兵衛義允養子

女子 三人
安田源次兵衛元眞妻 離別
青山運治某妻
大桶源次夫教儔妻

林元
太郎八 九右衛門 致仕号 鉛山

女子 五人
小池武左衛門某妻
射 伊右衛門林次妻
寺田伊兵衛某妻
内藤吉左衛門某妻
小澤佐左衛門正房妻

林安
主税 九右衛門 致仕号 秋山
母高橋清左衛門某 仕家 守輕 女

女子
安田惣右衛門元敏妻

林脩
政十郎 稱之介
母丹羽主馬吉明女

女子 二人
吉田嘉左衛門守處妻
五十嵐儀左衛門信順妻

水野

新左衛門源某は伊勢国出の人なり初名太郎八と申しけり
傑俊之士也て往々所々にて大坂前後の陣に於て働し去月
七日の合戦に天王寺表六日の所方にて首を取り功を
入り阿尾勘右衛門松野修右衛門に出合て討取馬を放し
箕作の北方ニて功を入りし又ハ敵と入へ追て敵ニ引
て取帰りける首と軍中の所々にて陣後帰を出附差出
加山日根の旅籠にて注進致して礼在又其家の人に就て
勤て申場き義にて太郎八と云し先に逢て殺人にて置と覚えて候人と

引継なて刑部と称す初保正と称し其元禄六年九月
新ニ常服をゆるして 百石 大番の小納戸人の職ニすゝむ也 同八年十二
月地盤ゟ也 百石 同九年四月五日病死ス其子大六所八未幼稚ゆ
ゑるゝ秘伝左衛門ヲ勤方格式たるとを遂服と称す 二百石 職なしと
九右衛門林元と云小姓子なとゝ也 享保二年十月地盤ゟ也
享保二年 二百石 后小納戸より中奥小姓人の職ニすゝむ也 寛文元年八月
其子長益乃后修子補せらる也 同二年 后修と称す大坂目付
病ニて死也 其後一其子の后修と称す 后代喜三郎と云也卅
秘の部代の職を奉り 元禄二年三月后旗の其外ニ加也

年老之由ニ而致仕ス 隠居して光養と号す 科
月俸 百石 宝永四年十月廿五日年七十七ニて死ス其林元 初名
領業 其子左衛門 二男養子として嗣家して庄兵衛林好と号す元禄四年
七月月俸賜る 百石 也 父の在世の節 家を継く 二百石 目付宛
なれる也 宝永六年 紫雲公焼四谷下より進上ニ御手口
宣相子の后役を奉り大坂先陣の海格ゟなるる也 享保
十四年四月伝史郎と改ム 乃后民ニ云青書を結て御乃来館
し時林好御たりて大紀の御公正ニ記可元文三年三月
致仕して後八月十二日年六十七ニて死ス其子九右衛門

林安享保九年十二月月俸賜ひて古住せし家を継く 二百九十石 謹

同月元よりも四日人の職に進み六月の後と萬治の年肖

る宝暦元年六月　大御所 省侍院殿の御年之 後也をもつて附

将軍家への御役をも明和元年七月大文字の職にならせ

百俵を加へらる 二百石 二百石 安永二年十二月数領され仕上に重職拾へ

難しき所の年上洛せられし御許しなくとも上意御許

有年して 御目見を許し小附拾と賜りて同四年六月致仕

諱して勝當林則の百俵を讓り秋也とも花蕎に科錫り

月俸八日 寛政二年二月九日八年八十歳にて卒しける也 法名入日比古田院

の村瀬小忠と小林兵衛が若親の年可と称して其年の

名男を常附て御用務のうしき 其二の十郎は林則の

暦十二年二月月俸の並て古住せし父の跡を継ぐ 百俵 後の小姓に召出

安永二年二月は小納戸の職と奉り同年の格に叙せ

百俵のる 家を継て 二百石 大目付の格に進み其後大目付の

職と奉り中軍の砲術を學て先輩の協術にまさる其格

て勤林脩寛政四年十二月月俸賜して古住せる

岩本

本國尾張
家紋

藤原正明 名左衛門

常么 三大夫 名左衛門
實父不詳

女子
養子名左衛門常么妻

敬品 名左衛門 三大夫
母山田清左衛門允元女

女子二人
丹羽新左衛門忠 妻
鹿野兵左衛門安部妻

敬重 半之丞
實三大夫敬品男

敬方
老之介 名左衛門
後生太夫

某 半之丞 名左衛門

敬信 定吉 三大夫
實三浦洞入某二男

富么 定吉 致仕号歩翁
實磯松宗太左衛門某二男

敬維 定吉
實丹羽入吉人敬明二男

敬重 半之丞
先定吉敬維養子

胤守 儀右衛門
遠藤傳右衛門胤春養子

女子二人 安保丹三郎實有書
三田新八保胤書

岩本

名は荒[?]藤原正円と尾張の国の人にして當家譜代の臣
なりし人なりけり　陸[?]後の小松乃城[?]に居しもの時乃殿と號す
丈[?]ゟ佐渡に移りしものにして再び仕へ奉りしが大坂[?]前陣の
砌[?]に従ひ此月廿日乃戦場にて天正[?]二年二月の合乃
此方にて敵の首を打[?]取り[?]をも進んで岩瀬[?]備[?]に
此時在[?]居ける[?]に出陣しに中に先陣して引退[?]敵
を追ひ[?]しにて討[?]たる馬に乗[?]りて十六騎の馬を[?]
にて打取りし時[?]かかる[?]の軍功を立てに二百石の加増[?]を[?]

る梅千五次の年より撥免せられ元の如く出仕して勤仕す
朝長 九兵衛 乃父は河野某として某に討死しける後某に仕ふ
八郎 紀伊国にて某に元和六年九月新に小十人となる 百五十石
同八年十二月御徒組頭となる 石 寛永四年八月再び御徒組頭となる
二百石 同十七年病して死しぬ其子名は某 又兵衛 百石 源武
庵の寺に葬りぬ 慶安元年十二月御徒組頭となる 二百石 寛文六年
死しぬ其子名は某 常公 慶安元年月俸禄にて召出され家を
継ぐ 百五十石 元禄七年死しぬ嗣なし 三浦某 網入の二男して
家を継ぐ 二十五文敬 重たりし

忠公 前明公 乃母某 古陣より常公の嗣となりて家を継ぐ
百五十石 自佐藤乃母より所出乃命小移住す 再び旧禄の日中となる
正徳二年四月十九日死し忠敬後に不嗣なり 某織部 家老の
二男養子として家を讓り 宝暦 忠善 父に代り 百五十石 佐藤の日限
忠善乃職を辞し年老 忠継八婿男敬某小十人組と讓り入
して小姓と号し 忠養の料猶る同八年二月廿七日死しぬ其子
二十五文敬昌 寛延二年九月月俸猶り 百石 父に讓りて
安之 百五十石 明和四年十二月十八日二十二にて死しぬ其子敬重
幼弱たりしに丹羽敬明 舎人の二男として家を継ぐ 某 敬

僊家と號し又後名敬堂と號し世に□す事□敬堂
天明元年十二月月僊か世を去と古住也其年の十二月□□
世にあるの事々□□□家の敬堂を嗣□□寛政二年二月
月僊か世を古住也□□同五年十一月生存せ

奥野 本國不詳 家紋五徳

藤原某 彦兵衛

正倫 與一左衛門 致仕号意休 實彦兵衛某二男

養女 養子與左衛門正倫妻 實水戸浪人山崎八郎右衛門某女

某 嘉藤次 後称山崎猪野右衛門 浪人住水田村

倫里 作右衛門 致仕号自閑 實渡邉與左衛門某長男

女子 二人 養子作右衛門倫里妻 種橋主馬介某妻

正胤 恒之允 致仕号雲路休 母種橋織右衛門恒香女

某 善之允 彦兵衛 致仕号退入

正弘 平左衛門 致仕号露入

某 左五兵衛 彦兵衛 致仕号走齋 母種橋外記左衛門重成女

正倫 與一左衛門 叔父平左衛門正弘養子

女子 高根加賀右衛門某妻

某 養右衛門 彦兵衛 母種橋介之進重吉女

邦當 彦之允 今村孫右衛門可那養子

女子 桑原權大夫某妻

紀明
直次郎
種橋門兵衛一顕養子

養女
鹿野兵左衛門安郡妻
實種橋八之進章典女

正陣
釜次郎　九兵衛　平右衛門
實長野元壽貞元二男

女子二人
養子平右衛門正陣妻
設楽八左衛門貞義妻

正辰
源八郎
母恒之乞正胤女

女子
成田弥市正恒妻

正高
養右衛門　彦兵衛
母小田原九郎右衛門知治女

女子
藏谷源五右衛門某妻

正則
音門　杢左衛門
母丹羽左兵衛重明女

某
山田源吾
初田嶋無左衛門某養子離別

正愷
養右衛門
母大谷内藏元義女

女子二人
丹羽常之進正含妻
田丸土岐内保之妻

奥野　附　平右衛門正弘

彦兵衛藤原某[illegible]長年[illegible]後に仕へ[illegible]
流[illegible]大坂[illegible]陣[illegible]月七日の合戦[illegible]
[illegible]
[illegible]
元和六年九月新[illegible]百石[illegible]同八年十二月[illegible]
百石　寛永四年八月[illegible]五十石[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

公嫌して蔵しのもとへ入り剣を…して…年…六年…して…をもて…せ

よやとの作とさし…の力とも…陽也但…家の重宝として…孫

小伝へ ルる 同十七年九月地加さる 五十石合 二百五十石 正徳四年九月致仕し…

治元年八月四日死しぬ男子二人有り二男平右衛門正弘也婿男

喜兵衛正乗寛永十七年十一月後を継ぎ百石 同五年令(?)…乃

成(?)…仕し父致仕して家を継く 二百八十石 延宝二年六月致仕

して道入と号し元禄十二年四月朔死しぬ婿男喜兵衛正

延宝元年八月月俸賜て召仕也 二百八十石 宝永元年八月致仕し

忠兵衛と号し享保十九年十月十四日死しぬ其子喜兵衛正元

禄十六年五月月俸賜て百俵也父致仕して 二百八十石 寛保元年四

月十二日五十九歳にて死しぬ其子喜兵衛正高享保十二年

二月月俸賜て百俵也家を継て 二百八十石 明和七年九月十九日六十

三才にて死しぬ其子平九右衛門正則宝暦八年二月月俸賜て百

俵也家を継て 二百六十五石 寛政元年四月廿日五十九才にて死しぬ其

子養右衛門正慶天明八年二月月俸賜て百俵也父死して家

を継て 二百六十五石

平右衛門藤原正弘は故喜兵衛正乗か二男也寛永十八年

慈眼公の小姓に召て百俵也 給金六石 後 世子恵(?)公の御附也膳の

用を務る寛文元年十月新知(?)常…とす 三百石 貞享元年二月

川崎乃介と云ふ元禄元年十二月病に依て職を辞す是也同三
年十一月致仕し其後剃髪して玄養と号し男孫一同
八石充し男正江に掲光嗣となし先彦兵衛二男養子にて家を譲
孫世一郎兵衛正倫と申す延宝四年四月月俸の小に古仕し家を継ぐ
五百石 杉田権蔵大概等の令を継て享保二年十二月致仕して嘉
休と号し玄養の料の内同八年十月五十石を其嫡子に家居
某宝永七年三月目付扶にて古仕し後罪有て山辰所へ達
八族の女某嘉六ヶ長男養子にて世継とす依右衛門倫重とも云
先元禄八年六月目附乃使番に古仕し 月俸二口 金銀出納乃事を掌る

後正倫に養はれ家を継し 五百石 勘定の事を之に与し其後侍従の
職を辞す寛保元年九月致仕し自宗と号し宝暦二年十月
十日七十四歳にて死し其子順之元正胤家を継ぐ 五百石 大概の令より
職役の事を又勘定の事を求と称して光業文人小済にて明和八
年十二月地也 二千五百石 三千石 安永九年八月郡を奉る職の格小に
天明元年十二月此月本年の格小進 同二年三月致仕し嘉休と
号し玄養の料扶の正胤初名玄貞元 元寿より
二男正保と養子の女子を以て家を継しむ一宇右衛門正保明和
三年十二月目付扶にて古仕し後に小姓組より小納戸乃職を

進て家を継く百二十石を賜ふ其後の月とて〆所を賜ふ乃
桜小路にて女院江戸御用の職を奉る其子孫八府に在り天
明八年十二月月俸を賜ふ百俵を返しと姓をたまふ家

高橋 本國陸奥 家紋笠

藤原某 左兵衛 太左エ門

某 金兵衛 致仕号讓山 實武谷傳兵兵衛某男

女子 文 養子金兵衛某妻 中川惣左エ門正房妻

某 左源太 實金兵衛某二男

某 左源太 早世 實三谷甚左エ門胤春女

清舒 已之吉 喜内 實青山玄蕃正賑二男

正雅 政之進 兄喜内清舒養子

某 半助 太左エ門 左治右エ門

某 左治兵衛 母中川小右エ門重時女

某 左源太 兄左治兵衛某養子

清房 德三郎 半助 金兵衛 武膳 實丹羽三大左エ門正春三男

女子 村越酒之丞昌税妻

正雅 政之進 實武膳 清房二男

正爲 岩吉 兄政之進正雅養子

女子 善子 喜内清舒妻

正爲 栄吉 實ハ喜内清舒長男

高橋

太政大臣藤原冬嗣之後胤也 祖先ハ伊達の政宗公に仕へ
長中 傑俊公ニ仕ヘ其後ニ至当時ニ出有虎之大
坂前ノ役ニ従ひ甚功有て天下平定の後ニ陸奥ニ於
なりとも面々ニ成し尤も助し乃名を承し此方ニ有り聊も
広当時唯一人ニて馬乃傍ニ馳来て敵の中ニ切入り能首取て
高名す元和八年十二月新ニ高ハ五百五十石 寛永四年八月居
加への?石 同十六年ニ上洛の供仕し 慈明公松前ニ移らるの時ニ
従ひ其の年七月ニ明暦二年三月廿六日ニ病死ス 高と謚号寛

文九年十二月六日死し忠右衛門某初称ス
傳俊公に仕へ十五にて正徳四年中小姓に召出さる寛延二年十二
月御〇を承り百石父致仕して家を継き二百石 番佳ナリ御
頭の番となる天和二年五月致仕し老養料賜ふ元
禄七年十二月晦日死し忠初名武右衛門某称す〇〇二男養子となり家を
譲らる実兵衛某第二子寛文十二年四月月俸の如く古仕の家臣
にて二百石 〇〇の内中軍の旗奉行となる年老として廿六年にて〇〇〇
百俵を譲られ入りし譲り受し享保二年十月六日死しぬ
治右衛門某元禄十五年五月月俸賜ひ古仕の父に従ひ二百石享保

十二年十二月十九日死しぬ嗣なかりしかは今右衛門しく家継しむ某左衛門
某正徳三年五月中小姓となりし兄の家を継く 二百石 享保
十四年九月二百石賜ふ兄某か嗣なりしは丹羽正春 二百石之三男
養子となりし武藤治房父に従ひき 二百石 元文四年五月小姓組
なり成年にして老公 天英公 に附され肩衣の職と奉り再
御殿番の職となり町奉行の職に移され明和四年十二月六日
なり寿にて安永元年正月七日年六十にて死す宝永にて世を
男子なく故某宝暦十三年十二月月俸賜りし番組なりし世を
早ふしぬ青山正賢 二百石 之二男養子として嗣とす左衛門某

明和五年十二月同僚のねたみにより仕へし家を辞しぬ 幸右父保房死せしは同五年の冬

ゆへにかやうの家学の宗家を前にし掛し其へらるゝとなりし 天明元年四月十三日二十二才にて死し忠

正八正月正雅と養子の家を継し政之進正雅父に継ぐ 七十石

寛政元年十二月十三日正雅三十にて死しぬ父清銘の長男正房

家を継しは元年と云之談のうち六月家名正孝に送りしとなりし 七十石

国立公文書館
National Archives of Japan